

原議保存期間5年
(平成30年12月31日まで)

各管区警察局長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第121号
平成25年8月27日
警察庁生活安全局保安課長

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」の変更について(通知)

見出しの件については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)」(平成25年8月27日付け警察庁丙保発第16号、丙少発第18号)により示達されたところであるが、旧解釈運用基準(平成22年7月9日付け警察庁丙保発第14号、丙少発22号別添。以下同じ。)からの変更の要点は下記のとおりであるので、執務の参考とされたい。

記

1 変更の要点

(1) 遊技機の変更の手續に係る運用の整理(第16中7(3)関係)

先般、全日本遊技事業協同組合連合会、社団法人日本遊技関連事業協会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会及び一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会から当課に対し、遊技機の変更の手續に係る運用の見直しを求める要望がなされたことから、これを踏まえて当課において検討を行った結果、昨今の遊技機の変化等に鑑み、運用を整理することが適当と認められた点に関し、次のとおり整理した。

ア 遊技機に付加されるものであっても「営業所の設備」と解し、「遊技機の部品」には含まれない扱いとするものの整理

遊技機の遊技球等貸出装置接続端子板に接続する遊技球等貸出装置及び外部の配線、遊技機の外部端子板に接続する外部の装置及び配線、電源装置(トランス)並びにいわゆるレバー付き玉補給機については、遊技機に付加される部品ではあるが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第4条第2項第1号の「営業所の設備」に該当するものとして示すとともに、これに伴う所要の整理を行った。

イ 遊技機の前面のガラス板等の整理

旧解釈運用基準においても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）第6条の「遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがあるもの以外のもの」として、遊技機の前面のガラス板等（以下「前面ガラス板等」という。）が例示されていたが、前面ガラス板等とは、ぱちんこ営業の用に供される遊技機の遊技盤又は回胴（以下「遊技盤等」という。）の前面に設けられたガラス板又はガラス板と同等の性能を有するその他の板（以下「ガラス板等」という。）のことと解されることから、遊技機の遊技盤等の前面に複数枚のガラス板等が設けられている場合には、その全てが前面ガラス板等に該当することを明示した。

なお、前面ガラス板等と遊技機の他の部品とが一体となっているため、前面ガラス板等の変更に伴い当該他の部品も同時に変更することとなる場合については、当該他の部品の内容によっては、当該変更が、風営法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の軽微な変更該当しないこととなることに注意されたい。

(2) 賞品の提供方法に関する基準に関する記載の追加（第16中6(2)関係）

ぱちんこ営業における賞品の提供方法に関して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第2項第1号イの「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額」とは、当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量を玉1個又はメダル1枚に係る遊技料金に消費税額及び地方消費税額を加算した額に乗じて得た額であることを明示した。

(3) 法令の改正を踏まえた変更

法令の改正に伴って旧解釈運用基準を変更する必要があったもの（既に解釈を別途示達していたものの旧解釈運用基準には記載がなかったものを含む。）について、次のとおり旧解釈運用基準を変更した。

ア 平成13年風営法改正を踏まえた変更（第21中1関係）

営業禁止区域において既得権により店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者の当該営業に対する風営法第31条の13第1項において準用する風営法第28条第3項の規定の適用についての記載を追加した。

イ 平成22年風営法施行令改正を踏まえた変更（第18中1(2)関係）

平成22年の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）の改正によりいわゆる出会い系喫茶営業が風営法第2条第6項第6号の営業として新たに規定されたことから、営業禁止区域において既得権により出会い系喫茶営業を営んでいる者の当該営業に対する風営法第28条第3項の規定の適用についての記載を追加した。

ウ 平成23年風営法施行令改正を踏まえた変更（第30中2(3)関係）

平成23年の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に

伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成23年政令第421号)による風営法施行令の改正に伴い、接客従業者の生年月日等の確認(風営法第36条の2)に用いる書類に係る記載を整理した。

(4) 都道府県警察からの質疑への回答を踏まえた変更

ア 風営法第2条第1項第4号の営業に該当しない例に関する記載の追加(第2関係)

「営利」の目的のない地方公共団体や公益法人等によるダンス講座等における趣味やスポーツとしての、又は健康増進のためのダンスの指導については、風営法第2条第1項第4号の営業に該当しないことを明記した。

イ 営業所の建物の増築に当たる例の追加(第11中3、第18中1(2)及び第24中3(2)関係)

一の建物内の営業所の延べ面積を増加させる場合も営業所の建物の増築に当たることを明記した。

ウ 相続に伴う許可証の書換えについての運用の明確化(第12中3関係)

相続に伴う許可証の書換えについての運用を明記した。

(5) その他所要の字句の修正等を行った。

2 備考

本改正の内容については、別添の新旧対照表を参照されたい。

| 新 解 釈 運 用 基 準 | 旧 解 釈 運 用 基 準 |
|--|--|
| <p>別添</p> <p style="text-align: right;">平成25年 8 月27日 警察庁生活安全局</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）等について必要な解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。</p> <p>目次 第1～第18（略） 第19 無店舗型性風俗特殊営業の規制について（法第31条の2の2、第31条の3及び第31条の4第2項関係） 第20～第34（略）</p> <p>第1 法の目的について（法第1条関係） 1・2（略） 3 清浄な風俗環境の保持 「清浄な風俗環境」の「保持」とは、様々な風俗生活関係から形成される地域の風俗環境その他社会の風俗環境を清浄な状態に保持することである。 4（略）</p> | <p>別添</p> <p style="text-align: right;">平成22年 7 月9日 警察庁生活安全局</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）等について必要な解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。</p> <p>目次 第1～第18（略） 第19 無店舗型性風俗特殊営業の規制について（法第31条の2の2、第31条の3及び31条の4第2項関係） 第20～第34（略）</p> <p>第1 法の目的について（法第1条関係） 1・2（略） 3 清浄な風俗環境の保持 「清浄な風俗環境」の「保持」とは、さまざまな風俗生活関係から形成される地域の風俗環境その他社会の風俗環境を清浄な状態に保持することである。 4（略）</p> |

第2 客にダンスをさせる営業について（法第2条第1項第4号関係）

1 ダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合

「ダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」とは、常態としてダンスを教授する者の指導及び管理の下に客にダンスをさせる営業を意味し、客がダンスをしている場において、ダンスを教授する者が現に存在し、客に個別に指導することが可能な状態にある必要がある。したがって、例えば、ダンス教師がビデオ等により、又はテレビ等を介して客にダンスを指導する場合はこれに当たらない。

なお、令第1条及び第1条の2で定める要件を満たしていないダンス教師が当該要件を満たしているダンス教師によるダンスの教授を補助することは差し支えない。

2 地方公共団体等によるダンス講座等

地方公共団体や公益法人等（以下「地方公共団体等」という。）によるダンス講座等における趣味やスポーツとしての、又は健康増進のためのダンスの指導については、通常は、「営利」の目的がなく、法第2条第1項第4号の営業に該当しない。また、地方公共団体等が参加者から少額の参加料を徴収し、これを施設使用料やダンス教師への謝金に充当した上で、その収支が黒字となることがあったとしても、そのことをもって直ちに「営利」の目的があることになるものではない。

第3 ゲームセンター等の定義について（法第2条第1項第8号関係）

1 趣旨

本号は、ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれのあるゲームセンター等を風俗営業とすることにより、その健全化と業務の適正化を図ることとするものである。

2 遊技設備

本号は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）」を設置して客に遊技させる営業を対象とする。具体的な遊技設備は、施行規則第5条に定められている。スロットマシン、テレビゲーム機等で遊技の結果が定量的に表れるもの又は遊技の結果が勝負として表れるものや、ルーレット台やトランプ台等賭博に用いられる可能性がある遊技設備は対

第2 客にダンスをさせる営業について（法第2条第1項第4号関係）

「ダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」とは、常態としてダンスを教授する者の指導及び管理の下に客にダンスをさせる営業を意味し、客がダンスをしている場において、ダンスを教授する者が現に存在し、客に個別に指導することが可能な状態にある必要がある。したがって、例えば、ダンス教師がビデオ等により、又はテレビ等を介して客にダンスを指導する場合はこれに当たらない。

なお、令第1条及び第1条の2で定める要件を満たしていないダンス教師が当該要件を満たしているダンス教師によるダンスの教授を補助することは差し支えない。

第3 ゲームセンター等の定義について（法第2条第1項第8号関係）

1 趣旨

本号は、ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれのあるゲームセンター等を風俗営業とすることによりその健全化と業務の適正化を図ることとするものである。

2 遊技設備

本号は、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で、本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）」を設置して客に遊技させる営業を対象とする。具体的な遊技設備は、施行規則第5条に定められている。スロットマシン、テレビゲーム機等で遊技の結果が定量的に表れるもの又は遊技の結果が勝負として表れるものや、ルーレット台やトランプ台等賭博に用いられる可能性がある遊技設備は

象となるが、占い機で盤面にインプットすべき内容を指示する程度にとどまるもの等これら以外の遊技設備は、対象から除外される。また、遊技の結果が定量的に表れ、又は遊技の結果が勝負として表れる遊技設備であっても、単に人の物理的力を表示するもの等については、「射幸心をそそる遊技の用に供されないことが明らかなもの」として対象から除外することとしているが、この規定は通常のインベーダーゲーム機等を対象から除外するという趣旨ではない。

なお、

実物に類似する運転席や操縦席が設けられていて「ドライブゲーム」、「飛行機操縦ゲーム」その他これに類する疑似体験を行わせるゲーム機（戦闘により倒した敵の数を競うもの等、運転や操縦以外の結果が数字等により表示されるものを除く。）

機械式等のモグラ叩き機

については、当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。

- (1) スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類するものの数量により表示される構造を有する遊技設備（施行規則第5条第1号）

スロットマシンのほか、ぱちんこ遊技機又は回胴式遊技機に類するもの等メダル、遊技球等の数量により遊技の結果が表示される遊技設備をいう。

なお、法第2条第1項第7号の営業に用いられる遊技機を設置して営業する場合には、同号の営業の許可を要することとなるので、同号の営業に用いられる遊技機を設置している場合には、当該遊技機を撤去するか同号の営業に用いられる遊技機以外の遊技機に改めることによって営業させること。

- (2) テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）（施行規則第5条第2号）

ブラウン管、液晶等の表示装置に遊技内容が表示される遊技設備で、人間と人間若しくは機械との間で勝敗を争うもの又は数字、文字その他の記号が表示されることにより、遊技の結果が表され、優劣を争うことができるものをいう。

対象となるが、占い機で盤面にインプットすべき内容を指示する程度にとどまるもの等これら以外の遊技設備は、対象から除外される。また、遊技の結果が定量的に表れ、又は遊技の結果が勝負として表れる遊技設備であっても、単に人の物理的力を表示するもの等については、「射幸心をそそる遊技の用に供されないことが明らかなもの」として対象から除外することとしているが、この規定は通常のインベーダーゲーム機等を対象から除外するという趣旨ではない。

なお、

実物に類似する運転席や操縦席が設けられていて「ドライブゲーム」、「飛行機操縦ゲーム」その他これに類する疑似体験を行わせるゲーム機（戦闘により倒した敵の数を競うもの等、運転や操縦以外の結果が数字等により表示されるものを除く。）

機械式等のモグラ叩き機

については、当面賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。

- (1) スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類するものの数量により表示される構造を有する遊技設備（施行規則第5条第1号）

スロットマシンのほか、ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機に類するもの等メダル、遊技球等の数量により遊技の結果が表示される遊技設備をいう。

なお、法第2条第1項第7号の営業に用いられる遊技機を設置して営業する場合には、同号の営業の許可を要することとなるので、同号の営業に用いられる遊技機を設置している場合には、当該遊技機を撤去するか同号の営業に用いられる遊技機以外の遊技機に改めることによって営業させること。

- (2) テレビゲーム機（勝敗を争うことを目的とする遊技をさせる機能を有するもの又は遊技の結果が数字、文字その他の記号によりブラウン管、液晶等の表示装置上に表示される機能を有するものに限るものとし、射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。）（施行規則第5条第2号）

ブラウン管、液晶等の表示装置に遊技内容が表示される遊技設備で、人間と人間若しくは機械との間で勝敗を争うもの又は数字、文字その他の記号が表示されることにより、遊技の結果が表わされ、優劣を争うことができるものをいう。

前者の例としては対戦型麻雀ゲームが、後者の例としてはインベーダーゲームが挙げられる。

(3)～(5) (略)

3 店舗その他これに類する区画された施設

本号は、「遊技設備を備える店舗その他これに類する区画された施設」において当該遊技設備を用いて客に遊技をさせる営業を対象とする。したがって、屋外にあるもの等「店舗その他これに類する区画された施設」に当たらない場所において客に遊技をさせる営業は、本号の対象とはならない。

また、本号の対象は、「店舗」及び「店舗に類する区画された施設」であるが、「店舗」に当たらない後者についてのみ令第1条の3の要件に当たるものを対象外とするものである。

(1) 店舗

ア 店舗の意義

「店舗」とは、社会通念上一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立した施設をいい、ゲームセンター、ゲーム喫茶のように法第2条第1項第8号の営業用に設けられた店舗である場合はもとより、飲食店営業、小売業等の営業用に設けられた店舗も、同号の「店舗」に含まれる。すなわち、社会通念上の「店舗」に遊技設備を備える場合は、風俗営業の許可を要することとなる。施設が「一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立」しているとは、看板等の表示、従業員の服装、又は営業時間の独立性等その実態から判断して、一つの営業単位としての独立的性格を有することをいう。したがって、区画された施設が一個の営業用の家屋である場合には当然に店舗となるが、区画された施設がビルディング等の大規模な建物の内部にある場合でも、この独立的性格を有するときには、店舗に当たる。

イ 風俗営業の許可を要しない扱いとする場合

アによれば、例えば、大きなレストラン等の店舗の片隅に1台の遊技設備を設置する場合にも風俗営業の許可を要することとなるが、この事例のように当該店舗内において占める法第2条第1項第8号の営業としての外形的独立性が著しく小さいものについては、法的規制の必要性が小さいこととなる場合もあると考えられる。

そこで、遊技設備設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して客の遊技の用に供される部分(店舗でな

前者の例としては対戦型麻雀ゲーム、後者の例としてはインベーダーゲームが挙げられる。

(3)～(5) (略)

3 店舗その他これに類する区画された施設

本号は、「遊技設備を備える店舗その他これに類する区画された施設」において当該遊技機を用いて客に遊技をさせる営業を対象とする。したがって、屋外にあるもの等「店舗その他これに類する区画された施設」に当たらない場所において客に遊技をさせる営業は、本号の対象とはならない。

また、本号の対象は、「店舗」及び「店舗に類する区画された施設」であるが、「店舗」に当たらない後者についてのみ令第1条の3の要件に当たるものを対象外とするものである。

(1) 店舗

ア 店舗の意義

「店舗」とは、社会通念上一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立した施設をいい、ゲームセンター、ゲーム喫茶のように法第2条第1項第8号の営業用に設けられた店舗である場合はもとより、飲食店営業、小売業等の営業用に設けられた店舗も、法第2条第1項第8号の「店舗」に含まれる。すなわち、社会通念上の「店舗」に遊技設備を備える場合は、風俗営業の許可を要することとなる。施設が「一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立」しているとは、看板等の表示、従業員の服装、又は営業時間の独立性等その実態から判断して、一つの営業単位としての独立的性格を有することをいう。したがって、区画された施設が一個の営業用の家屋である場合には当然に店舗となるが、区画された施設がビルディング等の大規模な建物の内部にある場合でも、この独立的性格を有するときには、店舗に当たる。

イ 風俗営業の許可を要しない扱いとする場合

アによれば、例えば、大きなレストラン等の店舗の片隅に1台のゲーム機を設置する場合にも風俗営業の許可を要することとなるが、この事例のように当該店舗内において占めるゲーム機営業としての外形的独立性が著しく小さいものについては、法的規制の必要性が小さいこととなる場合もあると考えられる。

そこで、ゲーム機設置部分を含む店舗の1フロアの客の用に供される部分の床面積に対して客の遊技の用に供される部分(店舗でな

い区画された部分も含む。)の床面積(当該床面積は、客の占めるスペース、遊技設備の種類等を勘案し、遊技設備の直接占める面積のおおむね3倍として計算するものとする。ただし、1台の遊技設備の直接占める面積の3倍が1.5平方メートルに満たないときは、当該遊技設備に係る床面積は1.5平方メートルとして計算するものとする。)が占める割合が10パーセントを超えない場合は、当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし、風俗営業の許可を要しない扱いとする。

なお、「店舗の1フロア」とは、雑居ビル内の一つのフロアに複数の店舗があり、その中の一つの店舗に遊技設備を設置する場合には、そのフロア全体の床面積ではなく、当該店舗内のみをいう。また、「客の用に供される部分」には、カウンターやレジの内側等専ら従業員の用に供されている部分や洗面所等当該フロアとは完全に区画されている部分は含まない。

(2)(略)

第4 接待について(法第2条第3項関係)

1 (略)

2 接待の主体

通常の場合、接待を行うのは、営業者やその雇用している者が多いが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でバンケットクラブのホステスが接待する場合、営業者との明示又は黙示の契約・了解の下に客を装った者が接待する場合等を含み、女給、仲居、接待婦等その名称のいかんを問うものではない。

また、接待は、通常は異性によることが多いが、それに限られるものではない。

3 接待の判断基準

(1)(略)

(2)踊り等

特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聴かせる行為は接待に当たる。

これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、踊り、ダンス、ショー等を見せ、又は歌若しくは楽器の演奏を聴かせる行為は、接待には当たらない。

い区画された部分も含む。)の床面積(当該床面積は、客の占めるスペース、遊技設備の種類等を勘案し、遊技設備の直接占める面積のおおむね3倍として計算するものとする。ただし、1台の遊技設備の直接占める面積の3倍が1.5平方メートルに満たないときは、当該遊技設備に係る床面積は1.5平方メートルとして計算するものとする。)が占める割合が10パーセントを超えない場合は、当面問題を生じないかどうかの推移を見守ることとし、風俗営業の許可を要しない扱いとする。

なお、「店舗の1フロア」とは、雑居ビル内の一つのフロアに複数の店舗があり、その中の一つの店舗にゲーム機を設置する場合には、そのフロア全体の床面積ではなく、当該店舗内のみをいう。また、「客の用に供される部分」には、カウンターやレジの内側等専ら従業員の用に供されている部分や洗面所等当該フロアとは完全に区画されている部分は含まない。

(2)(略)

第4 接待について(法第2条第3項関係)

1 (略)

2 接待の主体

通常の場合、接待を行うのは、営業者やその雇用している者が多いが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でバンケットクラブのホステスが接待する場合、営業者との明示又は黙示の契約・了解のもとに客を装った者が接待する場合等を含み、女給、仲居、接待婦等その名称のいかんを問うものではない。

また、接待は、通常異性によることが多いが、それに限られるものではない。

3 接待の判断基準

(1)(略)

(2)踊り等

特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、又は聞かせる行為は接待に当たる。

これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、踊り、ダンス、ショー等を見せ、又は歌若しくは楽器の演奏を聞かせる行為は、接待には当たらない。

(3)～(5) (略)

第5 店舗型性風俗特殊営業の定義について(法第2条第6項関係)

1 個室付浴場業(法第2条第6項第1号)

法第2条第6項第1号に規定する個室付浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定するもの)は、公衆浴場法の許可を受けたものであることを要件としない。

2 (略)

3 ストリップ劇場等(法第2条第6項第3号)

(1) 法第2条第6項第3号に規定する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するもの)は、興行場法の許可を受けたものであることを要件としない。

(2)・(3) (略)

(4) 令第2条各号中「衣服を脱いだ人の姿態」とは、全裸又は半裸等社会通念上公衆の面前で人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいう。したがって、例えば、通常の水着を着用した人の姿態は「衣服を脱いだ人の姿態」には当たらない。この場合に、全裸又は半裸の人の身体の上に、社会通念上人が着用する衣服とは認められないような透明又は半透明の材質により作られた衣装等を着用したとしても、その人の姿態は、「衣服を脱いだ人の姿態」に当たる。

なお、いわゆるブルセラ営業を営む店舗において、来店した女性の少年等が現に着用している下着その他の衣類を客の見ている前で脱いで当該衣類を販売する営業形態(いわゆる生セラ)は、「衣類を脱いだ人の姿態」といえる状況であれば、本号に該当する。

(5) (略)

(6) 令第2条第3号中「衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる」と規定したのは、映像のみを見せるもの(成人映画館)を規制の対象から除く趣旨である。

なお、成人映画館について今後規制の必要が生ずるかどうかは、映画界の自主規制の推移等によることとする。

4 モーテル、ラブホテル等(法第2条第6項第4号)

(1) 法第2条第6項第4号に規定する施設の要件は、次のとおりである。

・ (略)

令第3条第2項又は第3項に定める構造又は設備を有する個室を

(3)～(5) (略)

第5 店舗型性風俗特殊営業の定義について(法第2条第6項関係)

1 個室付浴場業(法第2条第6項第1号)

法第2条第6項第1号に規定する個室付浴場業(公衆浴場法第1条第1項に規定するもの)は、公衆浴場法の許可を受けたものであることを要件としない。

2 (略)

3 ストリップ劇場等(法第2条第6項第3号)

(1) 法第2条第6項第3号に規定する興行場(興行場法第1条第1項に規定するもの)は、興行場法の許可を受けたものであることを要件としない。

(2)・(3) (略)

(4) 令第2条各号中「衣服を脱いだ人の姿態」とは、全裸又は半裸等社会通念上公衆の面前で人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいう。したがって、例えば、通常の水着を着用した人の姿態は「衣服を脱いだ人の姿態」には当たらない。この場合に、全裸又は半裸の人の身体の上に、社会通念上人が着用する衣服とは認められないような透明又は半透明の材質により作られた衣しょう等を着用したとしても、その人の姿態は、「衣服を脱いだ人の姿態」に当たる。

なお、いわゆるブルセラ営業を営む店舗において、来店した女性の少年等が現に着用している下着その他の衣類を客の見ている前で脱いで当該衣類を販売する営業形態(いわゆる生セラ)は、「衣類を脱いだ人の姿態」といえる状況であれば、本号に該当する。

(5) (略)

(6) 令第2条第3号中「衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及び映像を見せる」と規定したのは、映像のみを見せるもの(成人映画館)を規制の対象から除く趣旨である。

なお、成人映画館について今後規制の必要が生ずるかどうかは、映画界の自主規制の推移等によることとする。

4 モーテル、ラブホテル等(法第2条第6項第4号)

(1) 法第2条第6項第4号に規定する施設の要件は、次のとおりである。

・ (略)

令第3条第2項又は第3項に定める構造又は設備を有する個室を

設ける施設であること。

なお、については、全ての個室について当該構造又は設備を有する必要はないと解される。

したがって、一般の旅館・ホテルが対象となることはない(なお、及び は、一般の旅館・ホテルが対象とならないことを明確にするために定めたものである。)。

(2) 令第 3 条第 1 項第 2 号イの床面積の要件は、専ら異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造又は設備を有する旅館・ホテルであっても、一般の旅館・ホテルとしても十分な程度の広さの食堂とロビーがあれば、当面は規制の対象とする必要がないとの考え方に立ち規定したものであり、この床面積の算出方法も、この趣旨に鑑み、一般の旅館・ホテルを基礎として算出することとしている。

(3) 令第 3 条第 1 項第 2 号イ中「食堂(調理室を含む。)」は、現に宿泊客に食事を提供する用に供されている施設でなければならず、その用に供されていないものまで含める趣旨ではない。したがって、営業時間が合理的な範囲を超えて限定されているような食堂はこれに含まれない。また、食堂(調理室を含む。)の面積は、一つの食堂(調理室を含む。)について計算するものであり(客が食事をする場所(いわゆる食堂)と調理室が一体となり又は隣接している場合には、これらの面積を合算して計算するものとする。)、幾つかの食堂の面積の総和をいうものではない。

なお、当該施設において相互に関係のない多数の宿泊客に食事を提供する場所として常時利用されている宴会場等は、「食堂」と解するものとする。

(4) 令第 3 条第 1 項第 2 号イ中「ロビー」は、客との面接に適するフロント、玄関帳場等に付属して設けられる施設であって、ロビーとフロント等とが相互に容易に全体の見通しのきく構造を有するものであり、全ての客がその中において、又はその隣接した廊下等を通り、客待ちに利用できるような位置に設けているものをいう。

また、ロビーの面積は、一つのロビーの面積をいう。

(5) 令第 3 条第 1 項第 2 号イ中「収容人員」の数は、次に掲げる数を合算して算定するものとする。

・ (略)

(6) 収容人員 30 人以下のものにあつては、食堂(調理室を含む。)が 30 平方メートル以上であり、かつ、ロビーが 30 平方メートル以上

設ける施設であること。

なお、については、すべての個室について当該構造又は設備を有する必要はないと解される。

したがって、一般の旅館・ホテルが対象となることはない(なお、は は、一般の旅館・ホテルが対象とならないことを明確にするために定めたものである。)。

(2) 令第 3 条第 1 項第 2 号イの床面積の要件は、専ら異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造又は設備を有する旅館・ホテルであっても、一般の旅館・ホテルとしても十分な程度の広さの食堂とロビーがあれば、当面は規制の対象とする必要がないとの考え方に立ち規定したものであり、この床面積の算出方法も、この趣旨にかんがみ、一般の旅館・ホテルを基礎として算出することとしている。

(3) 令第 3 条第 1 項第 2 号イ中「食堂(調理室を含む。)」は、現に宿泊客に食事を提供する用に供されている施設でなければならず、その用に供されていないものまで含める趣旨ではない。したがって、営業時間が合理的な範囲を超えて限定されているような食堂はこれに含まれない。また、食堂(調理室を含む。)の面積は、一つの食堂(調理室を含む。)について計算するものであり(客が食事をする場所(いわゆる食堂)と調理室が一体となり又は隣接している場合には、これらの面積を合算して計算するものとする。)、いくつかの食堂の総和をいうものではない。

なお、当該施設において相互に関係のない多数の宿泊客に食事を提供する場所として常時利用されている宴会場等は、「食堂」と解するものとする。

(4) 令第 3 条第 1 項第 2 号イ中「ロビー」は、客との面接に適するフロント、玄関帳場等に付属して設けられる施設であって、ロビーとフロント等とが相互に容易に全体の見通しのきく構造を有するものであり、すべての客がその中において、又はその隣接した廊下等を通り、客待ちに利用できるような位置に設けているものをいう。

また、ロビーの面積は、一つのロビーの面積をいう。

(5) 令第 3 条第 1 項第 2 号イ中「収容人員」の数は、次の各号に掲げる数を合算して算定するものとする。

・ (略)

(6) 収容人員 30 人以下のものにあつては、食堂(調理室を含む。)が 30 平方メートル以上であり、かつ、ロビーが 30 平方メートル以上

のもの、収容人員31人以上50人以下のものにあっては、食堂（調理室を含む。）が40平方メートル以上であり、かつ、ロビーが40平方メートル以上のもの、収容人員51人以上のものにあっては、食堂（調理室を含む。）が50平方メートル以上であり、かつ、ロビーが50平方メートル以上のものでなければ、それぞれ令第3条第1項第2号イの施設に該当することとなる。

(7)～(9)（略）

(10) 令第3条第1項第2号八中「目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備」とは、駐車場の出入口に設けられた目隠しのほか、施設の出入口に設けられたついでや看板のように、客の施設への出入りの状況を通常の姿勢の通行人から見えにくくするために設けられた設備をいう。

(11) 令第3条第1項第2号二中「面接」とは、営業者若しくは従業者又は宿泊をしようとする全ての客（乳幼児を除く。）が、相互に相手の上半身までをはっきりと見、対面して言葉を交わすなどして、その客の人となりを確認する程度のことをいう。

また、施行規則第5条の2の趣旨は、カーテン、ブラインド等を閉めることなどにより、客が従業者と面接しないで個室の鍵の授受等の手続きができることとなる位置に取り付けられているものを規制の対象とする趣旨である。したがって、そのような位置にカーテン等が設けられている施設は、実際に従業者が客と面接をしていたとしても、これに該当する。一方、そのような状態にない施設、例えばカーテンがフロントとその奥にある従業者控室との間に取り付けられていて客との面接に支障が生じる状態にある施設はこれには該当しない。

なお、「フロント、玄関帳場その他これらに類する設備」は、全ての客が必ず通過する場所に設けられ、かつ、客との面接に適するものでなければならない。

(12) 令第3条第1項第2号ホの趣旨は、客が従業者と面接することなく個室を利用することが可能な施設を規制の対象とする趣旨である。

そのような施設としては、例えば、いわゆる客室案内板（個室の写真等と共に当該個室が利用可能かどうかを表示する設備であって、当該設備を操作することによって客が利用する個室を選択する機能を有するもの）から客の選択した個室の鍵（カードキーを含む。）が出る施設又は客室案内板の操作と連動して当該個室の錠が自動的に解錠されるものが設けられた施設、客が利用する車庫のシャッターを降る

のもの、収容人員31人から50人までのものにあっては、食堂（調理室を含む。）が40平方メートル以上であり、かつ、ロビーが40平方メートル以上のもの、収容人員51人以上のものにあっては、食堂（調理室を含む。）が50平方メートル以上であり、かつ、ロビーが50平方メートル以上のものでなければ、それぞれ令第3条第1項第2号イの施設に該当することとなる。

(7)～(9)（略）

(10) 令第3条第1項第2号八中「目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備」とは、駐車場の出入口に設けられた目隠しのほか、施設の出入口に設けられたついでや看板のように、客の施設への出入りの状況を通常の姿勢の通行人から見えにくくするために設けられた設備をいう。

(11) 令第3条第1項二の「面接」とは、営業者若しくは従業者又は宿泊をしようとするすべての客（乳幼児を除く。）が、相互に相手の上半身までをはっきりと見、対面して言葉を交わす等して、その客の人となりを確認する程度のことをいう。

また、施行規則第5条の2の趣旨は、カーテン、ブラインド等を閉めることなどにより、客が従業者と面接しないで個室のかぎの授受等の手続きができることとなる位置に取り付けられているものを規制の対象とする趣旨である。したがって、そのような位置にカーテン等が設けられている施設は、実際に従業者が客と面接をしていたとしても、これに該当する。一方、そのような状態にない施設、例えばカーテンがフロントとその奥にある従業者控室との間に取り付けられていて客との面接に支障が生じる状態にある施設はこれには該当しない。

なお、「フロント、玄関帳場その他これらに類する設備」は、すべての客が必ず通過する場所に設けられ、かつ、客との面接に適するものでなければならない。

(12) 令第3条第1項第2号ホの趣旨は、客が従業者と面接することなく個室を利用することが可能な施設を規制の対象とする趣旨である。

そのような施設としては例えば、いわゆる客室案内板（個室の写真等とともに当該個室が利用可能かどうかを表示する設備であって、当該設備を操作することによって客が利用する個室を選択する機能を有するもの）から客の選択した個室のかぎ（カードキーを含む。）が出る施設又は客室案内板の操作と連動して当該個室の錠が自動的に解錠されるものが設けられた施設、客が利用する車庫のシャッターを降る

すことにより対応する個室の錠が自動的に解錠される設備が設けられた施設、個室の鍵を客が自由に取り取ることができるようにフロントにキーボックスを備えている施設、車庫に駐車された自動車をセンサーで感知して個室の錠が解錠される設備を有する施設、従業者が操作することにより錠の施錠・解錠ができる設備を設け、利用可能な個室の錠をあらかじめ解錠している施設等が該当する。

- (13) 令第3条第2項各号列記以外の部分の括弧書きの趣旨は、異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造を有する旅館・ホテルであっても、旅館業法(昭和23年法律第138号)上の義務以上に特段の「フロント業務」を行うものについては、規制の対象から除外する趣旨であり、その内容は厳格に解しなければならない。要するに、一流のホテルの「フロント業務」と同程度の行為を常態として行っているものを規制から除外する趣旨である。

なお、同条第1項第2号ホに該当する施設の場合には、フロント等での鍵の授受を行っているとは想定されないことから、規制から除外されることはない。

- (14) 令第3条第2項中「面接」とは、営業者若しくは従業者又は宿泊をしようとする全ての客(乳幼児を除く。)が、相互に相手の上半身までをはっきりと見、対面して言葉を交わすなどして、その客の人となりを確認する程度のことをいい、客が車から降りて行わなければならないものである(11)を参照すること。)

- (15) 令第3条第2項中「フロント等」とは、モータルの特殊性に鑑み、全ての客が必ず通過する場所に設けられ、かつ、客との面接に適するものでなければならない(11)を参照すること。)

(16)～(22)(略)

- (23) 令第3条第3項第1号イ中「専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備」とは、例えば、ガラス張り等になっていて客室の中から内部を見ることのできる浴室、SM用の設備、横臥している人の姿態を撮影することのできるビデオカメラ等がこれに当たる。

- (24) 令第3条第3項第1号ハ中「長いすその他の設備」とは、長椅子のほか、人が横臥することができるスペースを有する台等をいう。

(25)(略)

5 アダルトショップ等(法第2条第6項第5号)

- (1) 令第4条中「性的好奇心をそそる物品」とは、社会通念上一般人が

るすことにより対応する個室の錠が自動的に解錠される設備が設けられた施設、個室のかぎを客が自由に取り取ることができるようにフロントにキーボックスを備えている施設、車庫に駐車された自動車をセンサーで感知して個室の錠が解錠される設備を有する施設、従業者が操作することにより錠の施錠・解錠ができる設備を設け、利用可能な個室の錠をあらかじめ解錠している施設等が該当する。

- (13) 令第3条第2項各号列記以外の部分の括弧書きの趣旨は、異性同伴の客の用に供するものであり、かつ、特殊な構造を有する旅館・ホテルであっても、旅館業法上の義務以上に特段の「フロント業務」を行うものについては、規制の対象から除外する趣旨であり、その内容は厳格に解しなければならない。要するに、一流のホテルの「フロント業務」と同程度の行為を常態として行っているものを規制から除外する趣旨である。

なお、同条第1項第2号ホに該当する施設の場合には、フロント等でのかぎの授受を行っているとは想定されないことから、規制から除外されることはない。

- (14) 令第3条第2項中「面接」とは、営業者若しくは従業者又は宿泊をしようとするすべての客(乳幼児を除く。)が、相互に相手の上半身までをはっきりと見、対面して言葉を交わす等して、その客の人となりを確認する程度のことをいい、客が車から降りて行わなければならないものである(4(11)を参照すること。)

- (15) 令第3条第2項中「フロント等」とは、モータルの特殊性にかんがみ、すべての客が必ず通過する場所に設けられ、かつ、客との面接に適するものでなければならない(4(11)を参照すること。)

(16)～(22)(略)

- (23) 令第3条第3項第1号イ中「専ら異性を同伴する客の性的好奇心をそそるために設けられた設備」とは、例えば、ガラス張り等になっていて客室の中から内部を見ることのできる浴室、SM用の設備、横臥している人の姿態を撮影することのできるビデオカメラ等がこれに当たる。

- (24) 令第3条第3項第1号ハ中「長いすその他の設備」とは、長いすのほか、人が横臥することができるスペースを有する台等をいう。

(25)(略)

5 アダルトショップ等(法第2条第6項第5号)

- (1) 令第4条中「性的好奇心をそそる物品」とは、社会通念上一般人が

見るなどただけで性的な感情を著しく刺激されるようなものであることをいう。したがって、通常の書籍は「性的好奇心をそそる」ものには当たらないといえる。また、当該物品を専ら販売し、又は貸し付ける営業に該当しない一般向けのビデオの販売店、レンタル店等は、法第2条第6項第5号の営業には該当しないが、法第35条の2の特定性風俗物品販売等営業に該当し得る。

(2)～(6)(略)

6 出会い系喫茶営業(法第2条第6項第6号)

(1) 令第5条に規定する営業には、いわゆる出会い系喫茶営業が該当するが、これは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、

当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に引き次ぐこと又は

当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供すること

により異性を紹介する営業をいう。

及び 営業形態のいずれについても、「面会の申込み」を行う者は男女のいずれであるかを問わず、また、「当該異性が当該営業に従事する者である場合」、すなわち客の面会の相手方としていわゆるサクラを使用している場合(営業者と雇用関係にはないが実態として営業者の事実上の指揮下にあるような者等を紹介する場合を含む。)も、当該営業に含まれる。ただし、個室付浴場業又は店舗型ファッションヘルス営業に該当する営業は除かれる。

(2)～(5)(略)

(6) 令第5条中「姿態若しくはその画像を見て」と規定したのは、人の姿態を直接見せるもの(マジックミラー等を通して見せるものを含む。)のほか、写真、静止映像やビデオの映像のような「動く映像(動画)」を見せることも含む趣旨である。また、一般的に全身を見せる場合だけでなく、顔だけを見せるものもこれに含まれる。

(7)・(8)(略)

第6 無店舗型性風俗特殊営業の定義について(法第2条第7項関係)

1 (略)

2 アダルトビデオ等通信販売営業(法第2条第7項第2号)

(1)・(2)(略)

見る等ただけで性的な感情を著しく刺激されるようなものであることをいう。したがって、通常の書籍は「性的好奇心をそそる」ものには当たらないといえる。また、当該物品を専ら販売し、又は貸し付ける営業に該当しない一般向けのビデオの販売店、レンタル店等は、法第2条第6項第5号の営業には該当しないが、法第35条の2の特定性風俗物品販売等営業に該当し得る。

(2)～(6)(略)

6 出会い系喫茶営業(法第2条第6項第6号)

(1) 令第5条の営業には、いわゆる出会い系喫茶営業が該当するが、これは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、

当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に引き次ぐこと又は

当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供すること

により異性を紹介する営業をいう。

営業形態のいずれについても、「面会の申込み」を行う者は男女のいずれであるかを問わず、また、「当該異性が当該営業に従事する者である場合」、すなわち客の面会の相手方としていわゆるサクラを使用している場合(営業者と雇用関係にはないが実態として営業者の事実上の指揮下にあるような者等を紹介する場合を含む。)も、当該営業に含まれる。ただし、個室付浴場業又は店舗型ファッションヘルス営業に該当する営業は除かれる。

(2)～(5)(略)

(6) 令第5条中「姿態又はその画像を見て」と規定したのは、人の姿態を直接見せるもの(マジックミラー等を通して見せるものを含む。)のほか、写真、静止映像やビデオの映像のような「動く映像(動画)」を見せることも含む趣旨である。また、一般的に全身を見せる場合だけでなく、顔だけを見せるものもこれに含まれる。

(7)・(8)(略)

第6 無店舗型性風俗特殊営業の定義について(法第2条第7項関係)

1 (略)

2 アダルトビデオ等通信販売営業(法第2条第7項第2号)

(1)・(2)(略)

(3) 施行規則第6条第1号の「電気通信設備を用いる方法」とは、例えば、ファックス、インターネット等を利用する方法をいう。また、同条第5号の「事務所」は、営業の本拠となるものに限らず、当該営業を営む者が設置する事務所全てがこれに当たる。

なお、「電気通信設備」の意義については、第7中5を参照すること。

第7 映像送信型性風俗特殊営業の定義について（法第2条第8項関係）

1・2 （略）

3 「専ら」の該当性の判断

(1) (略)

(2) ホームページの中を幾つかのセクションに分割し、そのうちの一部で性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せている場合については、当該セクションについて別料金を設定しているなどの事情が認められる場合を除き、ホームページ全体を通じて「専ら」当該映像を見せているかどうかを判断することとなる。

4～7 （略）

第8 店舗型電話異性紹介営業の定義について（法第2条第9項関係）

1～3 （略）

4 「会話」の該当性の判断

「会話」とは、音声による会話のみがこれに該当するという趣旨であることから、リアルタイムに交わされるものではない伝言のやり取り、例えば録音機能を有する機械を使用する形態のもの等が含まれる一方、インターネット上で行われるチャットのような文字メッセージのやり取りによるものは含まれない。

5 「電気通信設備」の意義

「電気通信設備」については、法第2条第8項の「電気通信設備」と同様（第7中5を参照すること。）であり、具体的には、営業において必要となる電話交換機等がこれに該当する。

6 「他の一方の者に取り次ぐ」の意義

「他の一方の者に取り次ぐ」とは、一方の者からの電話による会話の申込みについて、当該会話の申込みを他の一方の者に伝達することをいうが、これを従業者等が手動で行うか電話交換機等の機械によるかは問わない。

(3) 施行規則第6条第1号の「電気通信設備を用いる方法」とは、例えば、ファックス、インターネット等を利用する方法をいう。また、同条第5号の「事務所」は、営業の本拠となるものに限らず、当該営業を営む者が設置する事務所すべてがこれに当たる。

なお、「電気通信設備」の意義については、第7中5を参照すること。

第7 映像送信型性風俗特殊営業の定義について（法第2条第8項関係）

1・2 （略）

3 「専ら」の該当性の判断

(1) (略)

(2) ホームページの中をいくつかのセクションに分割し、そのうちの一部で性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せている場合については、当該セクションについて別料金を設定している等の事情が認められる場合を除き、ホームページ全体を通じて「専ら」当該映像を見せているかどうかを判断することとなる。

4～7 （略）

第8 店舗型電話異性紹介営業の定義について（法第2条第9項関係）

1～3 （略）

4 「会話」の該当性の判断

「会話」とは、音声による会話のみがこれに該当するという趣旨であることから、リアルタイムに交わされるものではない伝言のやり取り、例えば録音機能を有する機械を使用する形態のものなどが含まれる一方、インターネット上で行われるチャットのような文字メッセージのやり取りによるものは含まれない。

5 「電気通信設備」の意義

「電気通信設備」については、法第2条第8項の「電気通信設備」と同様（第7中5を参照すること。）であり、具体的には、営業において必要となる交換機等がこれに該当する。

6 「他の一方の者に取り次ぐ」の意義

「他の一方の者に取り次ぐ」とは、一方の者からの電話による会話の申込みについて、当該会話の申込みを他の一方の者に伝達することをいうが、これを従業員等が手動で行うか交換機等の機械によるかは問わない。

したがって、店舗型電話異性紹介営業の場合には、店舗内の客に個別に電話を回すいわゆる取次ぎ式のほか、電話の呼出し音が鳴り次第客自らが素早く受話器を取るいわゆる早取り式であっても、店舗内に立ち入らせた客に会話の申込みを取り次ぐことに当たる。

第9 無店舗型電話異性紹介営業の定義について（法第2条第10項関係）

無店舗型電話異性紹介営業とは、専ら、面識のない異性との一時的的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもののうち、法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（第8中1を参照すること。）に該当する営業を除いたものであるが、店舗型電話異性紹介営業と同様に「会話の申込み」が男女のいずれかによつてなされるかを問わず、また、録音機能を有する機械を使用する形態のもの（いわゆる伝言ダイヤル）や男あるいは女の「会話の申込み」を同じく会話の申込みを行った異性に取り次ぐ形態のもの等（いわゆるツーショットダイヤル）も含まれる。

「その一方の者が当該営業に従事する者である場合」、すなわち客の会話の相手方としていわゆるサクラを使用している場合が当該営業に含まれることも店舗型電話異性紹介営業と同様である。

なお、「専ら」、「一時的的好奇心を満たすための交際」及び「電気通信設備」については、第8中2、3及び5を参照すること。

第10 接客業務受託営業の定義について（法第2条第11項関係）

1～3 （略）

4 「客に接する業務」の意義

「客に接する業務」とは、客に接し、客にサービスを提供するなどの業務をいい、「接待」（法第2条第3項）に該当する行為を含む。

具体的な例として、次のような行為が挙げられる。

～ （略）

ダンス、ショー、歌舞音曲等を見せたり、聴かせたりすること（に該当するものを除く。）。

～ （略）

客の身体を洗うこと、流すこと、もむこと、拭くことその他客の身

したがって、店舗型電話異性紹介営業の場合には、店舗内の客に個別に電話を回すいわゆる取次ぎ式のほか、電話の呼出し音が鳴り次第客自らが素早く受話器を取るいわゆる早取り式であっても、店舗内に立ち入らせた客に会話の申込みを取り次ぐことに当たる。

第9 無店舗型電話異性紹介営業の定義について（法第2条第10項関係）

無店舗型電話異性紹介営業とは、専ら、面識のない異性との一時的的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもののうち、法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（第8中1を参照すること。）に該当する営業を除いたものであるが、店舗型電話異性紹介営業と同様に「会話の申込み」が男女のいずれかによつてなされるかを問わず、また、録音機能を有する機械を使用する形態のもの（いわゆる伝言ダイヤル）や男あるいは女の「会話の申込み」を同じく会話の申込みを行った異性に取り次ぐ形態のものなど（いわゆるツーショットダイヤル）も含まれる。

「その一方の者が当該営業に従事する者である場合」、すなわち客の会話の相手方としていわゆるサクラを使用している場合が当該営業に含まれることも店舗型電話異性紹介営業と同様である。

なお、「専ら」、「一時の的好奇心を満たすための交際」及び「電気通信設備」については、第8中2、3及び5を参照すること。

第10 接客業務受託営業の定義について（法第2条第11項関係）

1～3 （略）

4 「客に接する業務」の意義

「客に接する業務」とは、客に接し、客にサービスを提供する等の業務をいい、「接待」（法第2条第3項）に該当する行為を含む。

具体的な例として、次のような行為が挙げられる。

～ （略）

ダンス、ショー、歌舞音曲等を見せたり、聞かせたりすること（に該当するものを除く。）。

～ （略）

客の身体を洗うこと、流すこと、もむこと、ふくことその他客の身

体に接触する役務を提供すること。

湯加減を見ること、客の脱いだ衣類の整理、ズボンのプレス、靴磨き、湯茶等の提供等単純で機械的な役務を提供すること。

～ (略)

なお、客が入らない時間帯での営業所の掃除その他の開店準備等は含まれない。

5 (略)

6 飲食店営業の意義

「飲食店営業」とは、「設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営むもの」をいう。ただし、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。

(1) 「設備を設けて」とは、客に飲食をさせるための設備を設けることをいう。したがって、屋台等で単に立食をさせる営業は含まれないが、屋台等でも、卓又は椅子等を設けて客に飲食をさせる営業は含まれる。

(2)・(3) (略)

7 (略)

第11 風俗営業の許可について(法第3条、第4条及び第5条関係)

1 一般的留意事項

(1) (略)

(2) 風俗営業の許可は、風俗営業の種別ごとに受けるものであり、異なる種別の風俗営業を営もうとする場合には、新たに他の種別の風俗営業の許可を受けなければならない。また、法は、営業所の構造又は設備の基準、年少者の客としての営業所への立入り、遊技場営業者の禁止行為等について、風俗営業の種別に応じて必要な規制をしていることから、同じ者が同一の営業所において異なる種別に係る許可を重ねて受けることは原則としてできない(法第3条第1項、第5条第1項第3号及び第9条第3項第1号参照)。

(3) (略)

2 営業所の意義

「営業所」(法第3条第1項)とは、客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業者の更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念

体に接触する役務を提供すること。

湯加減をみること、客の脱いだ衣類の整理、ズボンのプレス、靴みがき、湯茶等の提供など単純で機械的な役務を提供すること。

～ (略)

なお、客が入らない時間帯での営業所の掃除その他の開店準備等は含まれない。

5 (略)

6 飲食店営業の意義

「飲食店営業」とは、「設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営むもの」をいう。ただし、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。

(1) 「設備を設けて」とは、客に飲食をさせるための設備を設けることをいう。したがって、屋台等で単に立食をさせる営業は含まれないが、屋台等でも、卓又はいす等を設けて客に飲食をさせる営業は含まれる。

(2)・(3) (略)

7 (略)

第11 風俗営業の許可について(法第3条、第4条及び第5条関係)

1 一般的留意事項

(1) (略)

(2) 風俗営業の許可は、風俗営業の種別ごとに受けるものであり、異なる種別の風俗営業を営もうとする場合には、新たに他の種別の風俗営業の許可を受けなければならない。また、法は、営業所の構造又は設備の基準、年少者の客としての営業所への立入り、遊技場営業者の禁止行為等について、風俗営業の種別に応じて必要な規制をしていることから、同じ者が同一の営業所において異なる種別に係る許可を重ねて受けることは原則としてできない(法第3条第1項、第5条第1項第3号、第9条第3項第1号参照)。

(3) (略)

2 営業所の意義

「営業所」(法第3条第1項)とは、客室のほか、専ら当該営業の用に供する調理室、クローク、廊下、洗面所、従業員の更衣室等を構成する建物その他の施設のことをいい、駐車場、庭等であっても、社会通念

上当該建物と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、「営業所」に含まれるものと解する。

3 風俗営業の営業所の同一性の基準

風俗営業については、次のような行為が行われたときに営業所の同一性が失われるものとし、この場合には新規の許可を要する。

(1)～(3) (略)

(注)「新築」とは、建築物の存しない土地(既存の建築物の全てを除去し、又はその全てが災害等によって滅失した後の土地を含む。)に建築物を造ることをいう。

「移築」とは、建築物の存在する場所を移転することをいう。

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(当該建築物内の営業所の延べ面積を増加させる場合及び別棟で造る場合を含む。)をいう。

「改築」とは、建築物の一部(当該部分の主要構造部の全て)を除却し、又はこれらの部分が災害等によって消滅した後、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ることをいう。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、間仕切り、最下階の床、屋外階段等は含まない(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号参照)。

4 (略)

5 許可の条件

許可時の客観的事情に照らし、許可をするに当たって条件を付する必要がある場合には、必要な条件を付して許可をすることができるほか、許可後に客観的な事情に変化があった場合において、周囲の風俗環境との調和を図ること等のために、許可後においても、随時、条件の付加又は変更ができる。

許可に条件を付し、又はこれを変更することができるのは、法令又は条例を遵守していても、具体的な事情により、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為が行われるおそれがある場合に限られ、付される条件も、これらの行為を防止するため、必要最小限度のものでなければならない。

条件が必要最小限度であるためには、次の要件を満たす必要がある。

条件が、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為に関するものであること。

その条件を付したことにより、そのような行為を防止することがで

上当該建物と一体とみられ、専ら当該営業の用に供される施設であれば、「営業所」に含まれるものと解する。

3 風俗営業の営業所の同一性の基準

風俗営業については、次のような行為が行われたときに営業所の同一性が失われるものとし、この場合には新規の許可を要する。

(1)～(3) (略)

(注)「新築」とは、建築物の存しない土地(既存の建築物のすべてを除去し、又はそのすべてが災害等によって滅失した後の土地を含む。)に建築物を造ることをいう。

「移築」とは、建築物の存在する場所を移転することをいう。

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(別棟で造る場合を含む。)をいう。

「改築」とは、建築物の一部(当該部分の主要構造部のすべて)を除却し、又はこれらの部分が災害等によって消滅した後、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ることをいう。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、間仕切り、最下階の床、屋外階段等は含まない(建築基準法第2条第5号参照)。

4 (略)

5 許可の条件

許可時の客観的事情に照らし、許可をするに当たって条件を付する必要がある場合には、必要な条件を付して許可をすることができるほか、許可後に客観的な事情に変化があった場合において、周囲の風俗環境との調和を図ること等のために、許可後においても、随時、条件の付加又は変更ができる。

許可に条件を付し、又はこれを変更することができるのは、法令又は条例を遵守していても、具体的な事情により、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為が行われるおそれがある場合に限られ、付される条件も、これらの行為を防止するため、必要最小限度のものでなければならない。

条件が必要最小限度であるためには、次の要件を満たす必要がある。

条件が、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為に関するものであること。

その条件を付したことにより、そのような行為を防止することがで

きること（合理的な関連性があること。）。

比例原則の範囲内であること。

事業者が受忍すべき範囲のものであり、業者に無用の負担をかけるものでないこと。

なお、許可時に条件を付する場合は、許可証の表面に営業の種類を記載するほか、許可証の裏面に記載するものとする。したがって、許可後に新たに条件を付し、又はこれを変更する場合は、風俗業者から許可証の提出を求めその表面又は裏面の記載の加除訂正を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 許可後において営業所が営業制限地域内に存在することとなった場合における条件

許可をした後において風俗営業の営業所が営業制限地域内に存在することとなった場合においては、都道府県の判断により、当該営業所の拡張について必要な条件を付することとするほか、地域の実情及び個別具体的な状況に応じ、必要な条件を付するものとする（例えば、ゲームセンター等（法第2条第1項第8号の営業）の許可をした後に当該ゲームセンター等の至近距離に学校ができた場合において、窓ガラスをすりガラスにするなどにより当該学校から営業所の内部を見通すことを遮ることができる設備を設けることという内容の条件を付することが考えられる。）。

6 旅館業を営む者に対する風俗営業の許可

旅館業を営む者が旅館業の施設の一部において常態として接待飲食等営業を営もうとする場合における風俗営業の許可は、接待飲食等営業の用に供する旅館業の施設の一部を特定し、必要に応じ条件を付する等して行うことができる。例えば、旅館の施設である宴会場について料理店（法第2条第1項第2号の営業）の許可をする場合においては、客室で客の接待をしないこと及び許可の対象となる宴会場と客室とは明確に区分された構造とすることという内容の条件を付することが考えられる。

7 許可の基準

(1)・(2) (略)

(3) 法第4条第1項第2号に規定する罪を犯して刑に処せられた者でその刑の執行を猶予され、猶予の期間を経過した者については、刑法（明治40年法律第45号）第27条の規定により刑の言渡し自体が効力を失うことから、同号に掲げる者に当たらない。

きること。（合理的な関連性があること。）

比例原則の範囲内であること。

事業者が受忍すべき範囲のものであり、業者に無用の負担をかけるものでないこと。

なお、許可時に条件を付する場合は、許可証の表面に営業の種類を記載するほか、許可証の裏面に記載するものとする。したがって、許可後に新たに条件を付し、又はこれを変更する場合は、風俗業者から許可証の提出を求めその表面又は裏面の記載の加除訂正を行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 許可後において営業所が営業制限地域内に存在することとなった場合における条件

許可をした後において風俗営業の営業所が営業制限地域内に存在することとなった場合においては、都道府県の判断により、当該営業所の拡張について必要な条件を付することとするほか、地域の実情及び個別具体的な状況に応じ、必要な条件を付するものとする（例えば、ゲームセンター等（8号営業）の許可をした後に当該ゲームセンター等の至近距離に学校ができた場合において、窓ガラスをすりガラスにする等により当該学校から営業所の内部を見通すことをさえぎることができる設備を設けることという内容の条件を付することが考えられる。）。

6 旅館業を営む者に対する風俗営業の許可

旅館業を営む者が旅館業の施設の一部において常態として接待飲食等営業を営もうとする場合における風俗営業の許可は、接待飲食等営業の用に供する旅館業の施設の一部を特定し、必要に応じ条件を付する等して行うことができる。例えば、旅館の施設である宴会場について料理店（2号営業）の許可をする場合においては、客室で客の接待をしないこと及び許可の対象となる宴会場と客室とは明確に区分された構造とすることという内容の条件を付することが考えられる。

7 許可の基準

(1)・(2) (略)

(3) 法第4条第1項第2号に規定する罪を犯して刑に処せられた者でその刑の執行を猶予され、猶予の期間を経過した者については、刑法第27条の規定により刑の言渡し自体が効力を失うことから、同号に掲げる者に当たらない。

(4)(略)

8 構造及び設備の技術上の基準

(1) 施行規則第8条の表中「見通しを妨げる設備」とは、仕切り、つい立て、カーテン、背の高い椅子(高さがおおむね1メートル以上のもの)等をいう。

(2) 施行規則第8条の表中「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備」とは、例えば、法に違反する行為を行っていることをうかがわせる広告、著しく射幸心をそそるおそれのある広告、男女の性交場面を写した写真、売春を行っている場所についての広告、性器を模した装飾、回転ベッド、振動ベッド等の設備をいう。

なお、次に掲げる設備は、施行規則第8条の表中の上記の設備に含まれる。

(略)

令第4条各号に掲げる物品及びこれに係る広告物、装飾その他の設備

(略)

(3)(略)

(4) 施行規則第8条の表中「騒音又は振動の数値が・・・条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有する」とは、営業活動に伴う騒音が条例で定める数値に達する場合は、防音設備を設けなければならないとするものである。しかし、例えば、音響設備を設けないため特に騒音が発生しない場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合にまで防音設備の設置を義務付けるものではない。

(5)・(6)(略)

9 風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定

(1)(略)

(2) 令第6条第2号中「おおむね100メートル」とは、水平面で測る距離についていうものであり、例えば、営業所がビルの二階以上又は地下にある場合でも、営業所の存在する位置から垂直に地面に下ろした位置について測るものとする。

10 営業所の滅失による許可の特例

(1) 法第4条第3項中「火災」には、営業者に故意又は重大な過失があり、その者の責めに帰すべき事由によって生じた火災は含まれない。

(4)(略)

8 構造及び設備の技術上の基準

(1) 施行規則第8条の表中「見通しを妨げる設備」とは、仕切り、つい立て、カーテン、背の高いいす(おおむね高さが1メートル以上のもの)等をいう。

(2) 施行規則第8条の表中「善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備」とは、例えば、男女の性交場面を写した写真、売春を行っている場所についての広告、性器を模した装飾、回転ベッド、振動ベッド等の設備をいう。

なお、次に掲げる設備は、施行規則第8条の表中の前記の設備に含まれる。

(略)

令第4条各号に掲げる物品に係る広告物、装飾その他の設備

(略)

(3)(略)

(4) 施行規則第8条の表中「騒音又は振動の数値が・・・条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有する」とは、営業活動に伴う騒音が条例で定める数値に達する場合は、防音設備を設けなければならないとするものである。しかし、例えば、音響設備を設けないため特に騒音が発生しない場合や、建物の壁が厚いこと、営業所の境界地まで相当な距離があること等により外部に音が漏れない場合にまで防音設備の設置を義務づけるものではない。

(5)・(6)(略)

9 風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定

(1)(略)

(2) 令第6条第2号中「おおむね百メートル」とは、水平面で測る距離についていうものであり、例えば、営業所がビルの二階以上又は地下にある場合でも、営業所の存在する位置から垂直に地面に下ろした位置について測るものとする。

10 営業所の滅失による許可の特例

(1) 法第4条第3項各号列記以外の部分の「火災」には、営業者に故意又は重大な過失があり、その者の責めに帰すべき事由によって生じた

(2)(略)

(3) 令第6条の2第5号中「土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業」とは、土地収用法又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)による認定事業のほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画事業、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく住宅地区改良事業等土地又は建物の収用又は使用の手法が用いられる事業の全てをいう。

なお、このような事業の施行に伴うものであれば、現実に当該営業所の敷地等について収用裁決又は使用裁決までに至らない段階で営業所の建物を除却した場合でも、本号の除却に当たる。

(4) 令第6条の2第6号中「その他公共施設の整備又は土地利用の増進を図るため関係法令の規定に従って行われる事業」とは、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく第一種市街地再開発事業等換地又は権利変換の手法が用いられる事業の全てをいう。

なお、このような事業の施行に伴うものであれば、現実に当該営業所の敷地等について換地又は権利変換の処分にまで至らない段階で営業所の建物を除却した場合でも、本号の除却に当たる。

(5)~(8)(略)

11 ぱちんこ屋その他政令で定める営業に係る営業所に設置される遊技機の基準

(1) 令第7条に規定する営業

法第4条第4項の規定に基づく令第7条に規定する「その他法第23条第1項第3号に規定する遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機」としてはスマートボール遊技機(施行規則第35条第1項第2号ホの規定に基づく「遊技料金の基準」(昭和60年国家公安委員会告示第1号)第1条第1号参照)が挙げられる。

なお、法第2条第1項第7号の営業のうち、射的、輪投げ等の遊技をさせる営業(施行規則第35条第2項第1号口参照)は、「遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機」を設置して客に遊技をさせる営業ではないことから、法第4条第4項の「その他政

火災は含まれない。

(2)(略)

(3) 令第6条の2第5号中「土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律の規定により土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業」とは、土地収用法又は公共用地の取得に関する特別措置法による認定事業のほか、都市計画法に基づく都市計画事業、住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業等土地又は建物の収用又は使用の手法が用いられる事業のすべてをいう。

なお、このような事業の施行に伴うものであれば、現実に当該営業所の敷地等について収用裁決又は使用裁決までに至らない段階で営業所の建物を除却した場合でも、本号の除却に当たる。

(4) 令第6条の2第6号中「その他公共施設の整備又は土地利用の増進を図るため関係法令の規定に従って行われる事業」とは、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく住宅街区整備事業、都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業等換地又は権利変換の手法が用いられる事業のすべてをいう。

なお、このような事業の施行に伴うものであれば、現実に当該営業所の敷地等について換地又は権利変換の処分にまで至らない段階で営業所の建物を除却した場合でも、本号の除却に当たる。

(5)~(8)(略)

11 ぱちんこ屋その他政令で定める営業に係る営業所に設置される遊技機の基準

(1) 令第7条に規定する営業

第4条第4項の規定に基づく令第7条に規定する「その他法第23条第1項第3号に規定する遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機」としてはスマートボール遊技機(施行規則第35条第1項第2号ホの規定に基づく「遊技料金の基準」(昭和60年2月12日国家公安委員会告示第1号)第1条第1号参照)が挙げられる。

なお、法第2条第1項第7号の営業のうち、射的、輪投げ等の遊技をさせる営業(施行規則第35条第2項第1号口参照)は、「遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機」を設置して客

令で定めるもの」に該当しない。

(2) (略)

12 (略)

13 許可申請書の添付書類

(1)・(2) (略)

(3) 「営業所の平面図」は、建築確認申請時に提出する青写真に、出入口の位置、椅子、テーブルの配置等必要な事項を記載したもので足りる。

(4)～(12) (略)

14 許可証

許可証の「営業許可証」(施行規則別記様式第4号)の前の空欄に記載する営業の種類は、許可申請者があらかじめ申請に際して記載した許可申請書及び同申請書の添付書類の内容及び、次の表の左欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める営業の種類を記載するものとする。

なお、許可証の様式の変更については経過措置が設けられており、改正前に交付された許可証については改正後においても有効である(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(平成10年国家公安委員会規則第14号)附則第6項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第14号)附則第2条)。

| 営業の区分 | | 許可証に記載すべき営業の種類 |
|---------------|-------------------|----------------|
| 法第2条第1項第1号の営業 | | キャバレー |
| 法第2条第1項第2号の営業 | 待合、料理店、料亭等の和風の営業 | 料理店 |
| | カフェー、クラブ等の和風以外の営業 | 社交飲食店 |
| 法第2条第1項第3号の営業 | | ダンス飲食店 |
| 法第2条第1項第4号の営業 | | ダンスホール等 |
| 法第2条第1項第5号の営業 | | 低照度飲食店 |
| 法第2条第1項第6号の営業 | | 区画席飲食店 |
| | まあじやん屋 | マージャン店 |

に遊技をさせる営業ではないことから、法第4条4項の「その他政令で定めるもの」に該当しない。

(2) (略)

12 (略)

13 許可申請書の添付書類

(1)・(2) (略)

(3) 「営業所の平面図」は、建築確認申請時に提出する青写真に、出入口の位置、いす、テーブルの配置等必要な事項を記載したもので足りる。

(4)～(12) (略)

14 許可証

許可証の「営業許可証」(施行規則別記様式第4号)の前の空欄に記載する営業の種類は、許可申請者があらかじめ申請に際して記載した許可申請書及び同申請書の添付書類の内容及び、次の表の左欄に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める営業の種類を記載するものとする。

なお、許可証の様式の変更については経過措置が設けられており、改正前に交付された許可証については改正後においても有効である(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(平成10年国家公安委員会規則第14号)附則第6項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第14号)附則第2条)。

| 営業の区分 | | 許可証に記載すべき営業の種類 |
|-------------------|-------------------|----------------|
| 法第2条第1項第1号に規定する営業 | | キャバレー |
| 法第2条第1項第2号に規定する営業 | 待合、料理店、料亭等の和風の営業 | 料理店 |
| | カフェー、クラブ等の和風以外の営業 | 社交飲食店 |
| 法第2条第1項第3号に規定する営業 | | ダンス飲食店 |
| 法第2条第1項第4号に規定する営業 | | ダンスホール等 |
| 法第2条第1項第5号に規定する営業 | | 低照度飲食店 |
| 法第2条第1項第6号に規定する営業 | | 区画席飲食店 |
| | まあじやん屋 | マージャン店 |

| | | |
|---------------|--------------------------------|----------|
| 法第2条第1項第7号の営業 | ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業 | パチンコ店等 |
| | まあじゃん屋、ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の営業 | その他遊技場 |
| 法第2条第1項第8号の営業 | | ゲームセンター等 |

第12 相続について（法第7条関係）

1 相続人

法第7条の「相続人」は、民法（明治29年法律第38号）第5編第2章に規定する相続人を意味し、内縁の配偶者や被相続人と特別の縁故関係があった者（民法第958条の3参照）を含まない。

また、遺贈による受遺者（民法第964条参照）は、包括受遺者（民法第990条参照）の場合であっても、民法第5編第2章に規定する相続人に当たらない限りは、「相続人」に含まれない。

相続人が、複数ある場合には、被相続人の遺言の有無等にかかわらず、申請人以外の相続人全ての同意書を相続承認書に添付することを要する（施行規則第14条第2項第5号）。

2 未成年者の相続

18歳未満の者が相続の承認を受けて風俗営業者の地位を承継した場合においては、当該18歳未満の者が客の接待をしてはならないという条件を付することとする。

3 許可証の書換え

相続の承認を受けて風俗営業者の地位を承継した相続人は、承認後遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければならない（法第7条第5項及び施行規則第18条）。

なお、この場合における書換え申請手数料は、既に相続承認申請手数料の中に算入されているので、改めて徴収することはできない。

第13 法人の合併について（法第7条の2関係）

1 申請の対象及びその手続

(1) 法第7条の2の適用対象

| | | |
|-------------------|--------------------------------|----------|
| 法第2条第1項第7号に規定する営業 | ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業 | パチンコ店等 |
| | まあじゃん屋、ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業以外の営業 | その他遊技場 |
| 法第2条第1項第8号に規定する営業 | | ゲームセンター等 |

第12 相続について（法第7条関係）

1 相続人

法第7条の「相続人」は、民法第5編第2章に規定する相続人を意味し、内縁の配偶者や被相続人と特別の縁故関係があった者（民法第958条の3参照）を含まない。

また、遺贈による受遺者（民法第964条参照）は、包括受遺者（民法第990条）の場合であっても、民法第5編第2章に規定する相続人に当たらない限りは、「相続人」に含まれない。

相続人が、複数ある場合には、被相続人の遺言の有無等にかかわらず、申請人以外の相続人すべての同意書を相続承認書に添付することを要する（施行規則第14条第2項第3号）。

2 未成年者の相続

18歳未満の者が風俗営業を相続して当該許可を承継した場合においては、当該18歳未満の者が客の接待をしてはならないという条件を付することとする。

第13 法人の合併について（法第7条の2関係）

1 申請の対象及びその手続

(1) 法第7条の2の適用対象

法人の合併の承認（以下第13において単に「承認」という。）の申請は、風俗営業者たる法人が合併することにより消滅する場合において、合併後存続し、又は合併により設立された法人が消滅する法人が営んでいた営業を引き続き営もうとするときになされるものであり、合併後も風俗営業者たる法人が存続する場合において当該法人が合併以前から営んでいた営業に関しては承認を要さない。

なお、合併に際し、承認を申請することなく改めて許可を受けることにより、合併した法人が当該営業所において営業を営むことも可能であるが、その場合は新規の許可申請となるので、法第4条第1項の人的欠格事由だけでなく同条第2項及び第4項に該当していないことが必要になる。

(2) 申請者

申請は合併する法人の連名により行わなければならない（施行規則第15条第2項）。合併する法人が3以上ある場合でも、全ての法人が申請者となる。

(3) (略)

2 承認及び不承認

(1) 地位の承継の効力発生時期

承認は、合併により風俗営業を承継することとなる法人が当該風俗営業についての風俗営業者の地位を承継することをあらかじめ認めるものである。実際に風俗営業者の地位が承継されるのは、吸収合併の場合は合併が効力を生ずる日として合併契約で定められた日（会社法（平成17年法律第86号）第750条第1項等）、新設合併の場合は新設会社の設立の登記の日（会社法第754条第1項、第49条等）である。

(2) 承認の効果

地位が承継されることの効果として、例えば、合併により消滅することとなる法人が営業制限地域内で既得権により営業していた場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、当該営業制限地域内にある営業所において風俗営業を営むことができる。また、承認の対象となった営業所において承認の前に又は承認後風俗営業者の地位の承継前に処分に該当する事由が生じた場合は、処分のための手続は、合併後存続し、又は合併により設立された法人を対象として続行される。さらに、地位の承継前に処分が行われた場合は、当該処分

合併による風俗営業者の地位の承継の承認（以下本項において単に「承認」という。）の申請は、風俗営業者たる法人が合併することにより消滅する場合において、合併後存続し、又は合併により設立された法人が消滅する法人が営んでいた営業を引き続き営もうとするときになされるものであり、合併後も風俗営業者たる法人が存続する場合において当該法人が合併以前から営んでいた営業に関しては承認を要さない。

なお、合併に際し、承認を申請することなく改めて許可を受けることにより、合併した法人が当該営業所において営業を営むことも可能であるが、その場合は新規の許可申請となるので、法第4条第1項の人的欠格事由だけでなく同条第2項及び第4項に該当していないことが必要になる。

(2) 申請者

申請は合併する法人の連名により行わなければならない（施行規則第15条第2項）。合併する法人が3以上ある場合でも、すべての法人が申請者となる。

(3) (略)

2 承認及び不承認

(1) 地位の承継の効力発生時期

承認は、合併により風俗営業を承継することとなる法人が当該風俗営業についての風俗営業者の地位を承継することをあらかじめ認めるものである。実際に風俗営業者の地位が承継されるのは、吸収合併の場合は合併が効力を生ずる日として合併契約で定められた日（会社法第750条第1項等）、新設合併の場合は新設会社の設立の登記の日（会社法第754条第1項、第49条等）である。

(2) 承認の効果

地位が承継されることの効果として、例えば、合併により消滅することとなる法人が営業制限地域内で既得権により営業していた場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、当該営業制限地域内にある営業所において風俗営業を営むことができる。また、承認の対象となった営業所において、承認の前から又は承認後風俗営業者の地位の承継前に処分に該当する事由が生じた場合、処分のための手続は、合併後存続し、又は合併により設立された法人を対象として続行される。さらに、地位の承継前に処分が行われた場合は、当該処

の効力も承継される。

承認をしたにもかかわらず、合併の効力が発生せず、又は無効とされた場合は、合併契約書のとおり合併が行われなかったことが判明した時点又は無効が確定した時点をもって承認は効力を失う。

(3) 許可証の書換え

承認を受けて合併した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、合併後遅滞なく、合併により消滅した法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければならない(法第7条の2第3項及び施行規則第18条)。

書換えに当たっては、合併が真に行われているかどうかを確認するため、法務局に照会することとする。

なお、この場合における書換え申請手数料は、既に合併承認申請手数料の中に算入されているので、改めて徴収することはできない。

3 合併に係る欠格事由

法第4条第1項第7号の趣旨は、法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しにより風俗営業の許可の欠格事由(法第4条第1項第5号)に該当することとなることを回避する手段として合併を利用しようとする法人の役員を、合併により法人が消滅した日から起算して5年を経過しない間、欠格者に該当させることにある。

「前号の公示の日前60日以内に役員であつた者」を対象とするのは、こうした時期に役員であった者は、合併を実施するという意思決定に関与していた可能性が高いためである。

なお、相当な理由がある合併の場合には、本号の欠格事由には該当しないものとされている。「相当な理由がある」とは、例えば、合併を行うという内部的決定がなされた後に法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の対象となる事由が発生した場合をいう。

第14 法人の分割について(法第7条の3関係)

1 申請の対象及びその手続

(1) 法第7条の3の適用対象

法人の分割の承認(以下第14において単に「承認」という。)の申請は、風俗営業者たる法人が会社法第757条以下等の規定に基づき分割をする場合において、当該法人から分離される営業所に係る

分の効力も承継される。

承認をしたにもかかわらず、合併の効力が発生せず、又は無効とされた場合は、合併契約書のとおり合併が行われなかったことが判明した時点又は無効が確定した時点をもって承認は効力を失う。

(3) 許可証の書換え

承認を受けて合併した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人は、合併後遅滞なく、合併により消滅した法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければならない(法第7条の2第3項及び施行規則第18条)。

書換えに当たっては、合併が真に行われているかどうかを確認するため、法務局に照会することとする。

なお、この場合における書換え申請手数料は、既に合併申請手数料の中に算入されているので、改めて徴収することはできない。

3 合併に係る欠格事由

法第4条第1項第7号は、法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しにより風俗営業の許可の欠格事由(法第4条第1項第5号)に該当することとなることを回避する手段として合併を利用しようとする法人の役員を、合併により法人が消滅した日から起算して5年を経過しない間欠格者に該当させるものである。

「前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者」を対象とするのは、こうした時期に役員であった者は、合併を実施するという意思決定に関与していた可能性が高いためである。

なお、相当な理由がある合併の場合には、本号の欠格事由には該当しないものとされている。「相当な理由がある」とは、例えば、合併を行うという内部的決定がなされた後に法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の対象となる事由が発生した場合をいう。

第14 法人の分割について(法第7条の3関係)

1 申請の対象及びその手続

(1) 法第7条の3の適用対象

分割による風俗営業者の地位の承継の承認(以下本項において単に「承認」という。)の申請は、風俗営業者たる法人が会社法第757条以下等の規定に基づき分割をする場合において、当該法人から分

営業を既存の他の法人が承継して引き続き営もうとするとき（吸収分割）又は 当該法人から分離される営業所に係る営業を当該分割により新たに設立される法人が承継して引き続き営もうとするとき（新設分割）に営業所ごとになされるものである。したがって、分割後も当該営業所に係る営業を営む法人が従前の法人であって 又は のいずれにも当たらない場合、すなわち、営業主体に変更がない営業所の場合は、承認を要しない。また、吸収分割の場合において承継する法人もまた従来から風俗営業者であるときは、その従来から営んでいる営業所に関しては承認を要しない。

なお、分割に際し、承認を申請することなく改めて許可を受けることにより、承継した法人が当該営業所において営業を営むことも可能であるが、その場合は新規の許可申請となるので、法第4条第1項の人的欠格事由だけでなく同条第2項及び第4項に該当していないことが必要になる。

(2) 申請の単位

吸収分割の場合において同一の機会に分割によって複数の法人に風俗営業を承継させるとき（注1）及び 新設分割の場合において同一の機会に分割によって複数の法人を設立し、それぞれに風俗営業を承継させるとき（注2）は、施行規則第1条第2項の「一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所」について分割承認申請書を提出するときには該当しない。

（注1・注2）ここにいう「同一の機会」とは、吸収分割契約又は新設分割計画が一まとまりであり、株主総会の決議、債権者保護手続等の手続が一度に行われる場合をいう。

なお、分割は承継する法人ごとに存在するので、承継する法人が二つあれば、分割は2回なされたことになる。

(3) 申請者

申請は、新設分割の場合であれば、分割をする法人が行い、吸収分割の場合であれば、分割をする法人と承継する法人が連名で行う（施行規則第16条第2項参照）。吸収分割の場合において、同一の機会の分割で複数の法人に承継させるときは、承継する法人を異にする以上、各別の申請手続を要するので、当該分割に係る法人全ての連名による申請は認められない。

(4) (略)

2 承認に係る審査事項

離される営業所に係る営業を既存の他の法人が承継して引き続き営もうとするとき（吸収分割）又は 当該法人から分離される営業所に係る営業を当該分割により新たに設立される法人が承継して引き続き営もうとするとき（新設分割）に営業所ごとになされるものである。したがって、分割後も当該営業所に係る営業を営む法人が従前の法人であって 又は のいずれにも当たらない場合、すなわち、営業主体に変更がない営業所の場合は、承認を要しない。また、吸収分割の場合において承継する法人もまた従来から風俗営業者であるときは、その従来から営んでいる営業所に関しては承認を要しない。

なお、分割に際し、承認を申請することなく改めて許可を受けることにより、承継した法人が当該営業所において営業を営むことも可能であるが、その場合は新規の許可申請となるので、法第4条第1項の人的欠格事由だけでなく同条第2項及び第4項に該当していないことが必要になる。

(2) 申請の単位

吸収分割の場合において同一の機会に分割によって複数の法人に風俗営業を承継させるとき（注1）及び 新設分割の場合において同一の機会に分割によって複数の法人を設立し、それぞれに風俗営業を承継させるとき（注2）は、施行規則第1条第3項の「一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所」について分割承認申請書を提出するときには該当しない。

（注1・注2）ここにいう「同一の機会」とは、吸収分割契約又は新設分割計画がひとまとまりであり、株主総会の決議、債権者保護手続等の手続が一度に行われる場合をいう。

なお、分割は承継する法人ごとに存在するので、承継する法人が二つあれば、分割は2回なされたことになる。

(3) 申請者

申請は、新設分割の場合であれば、分割をする法人が行い、吸収分割の場合であれば、分割をする法人と承継する法人が連名で行う（施行規則第16条第2項参照）。吸収分割の場合において、同一の機会の分割で複数の法人に承継させるときは、承継する法人を異にする以上、各別の申請手続を要するので、当該分割に係る法人すべての連名による申請は認められない。

(4) (略)

2 承認に係る審査事項

「分割後の役員就任予定者」（施行規則第16条第3項第2号）とは、分割によって風俗営業を承継した法人の役員全てをいうのであって、これには、吸収分割の場合において分割の登記以前から承継する法人の役員を務めている者も含まれるし、また、新設分割の場合において分割をする法人の役員を務めていた者も含まれる。

3 承認及び不承認

(1) (略)

(2) 承認の効果

地位が承継されることの効果として、例えば、分割をする法人が営業制限地域内で既得権により営業していた場合は、承継した法人は、当該営業制限地域内にある営業所において風俗営業を営むことができる。また、承認の対象となった営業所において処分に該当する事由が生じた場合は、処分のための手続は承継した法人を対象として続行される。さらに、地位の承継前に処分が行われた場合は、当該処分の効力も承継される。

承認をしたにもかかわらず、分割の効力が発生せず、又は無効とされた場合は、分割計画書又は分割契約書のとおり分割が行われなかったことが判明した時点又は無効が確定した時点をもって承認は効力を失う。

(3) 許可証の書換え

承認を受けて分割をした場合には、分割により風俗営業を承継した法人は、分割後遅滞なく、分割をした法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければならない（法第7条の3第3項及び施行規則第18条）。

書換えに当たっては、分割が真に行われているかどうかを確認するため、法務局に照会することとする。

なお、この場合における書換え申請手数料は、既に分割承認申請手数料の中に算入されているので、改めて徴収することはできない。

(4) (略)

4 分割に係る欠格事由

法第4条第1項第7号の2の趣旨は、法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しにより風俗営業の許可の欠格事由（法第4条第1項第5号）に該当することとなることを回避する手段として分割を利用しようとする法人及びその役員を、分割の日から起算して5年を経過しない間、欠格者に該当させることにある。

「分割後の役員就任予定者」（施行規則第16条第3項第2号）とは、分割によって風俗営業を承継した法人の役員すべてをいうのであって、これには、吸収分割の場合において分割の登記以前から承継する法人の役員を務めている者も含まれるし、また、新設分割の場合において分割をする法人の役員を務めていた者も含まれる。

3 承認及び不承認

(1) (略)

(2) 承認の効果

地位が承継されることの効果として、例えば、分割をする法人が営業制限地域内で既得権により営業していた場合、承継した法人は、当該営業制限地域内にある営業所において風俗営業を営むことができる。また、承認の対象となった営業所において、処分に該当する事由が生じた場合、処分のための手続は承継した法人を対象として続行される。さらに、地位の承継前に処分が行われた場合は、当該処分の効力も承継される。

承認をしたにもかかわらず、分割の効力が発生せず、又は無効とされた場合は、分割計画書又は分割契約書のとおり分割が行われなかったことが判明した時点又は無効が確定した時点をもって承認は効力を失う。

(3) 許可証の書換え

承認を受けて分割をした場合には、分割により風俗営業を承継した法人は、分割後遅滞なく、分割をした法人が交付を受けた許可証を許可証書換え申請書とともに公安委員会に提出し、許可証の書換えを受けなければならない（法第7条の3第3項及び施行規則第18条）。

書換えに当たっては、分割が真に行われているかどうかを確認するため、法務局に照会することとする。

なお、この場合における書換え申請手数料は、既に分割申請手数料の中に算入されているので、改めて徴収することはできない。

(4) (略)

4 分割に係る欠格事由

法第4条第1項第7号の2の趣旨は、法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消しにより風俗営業の許可の欠格事由（法第4条第1項第5号）に該当することとなることを回避する手段として分割を利用しようとする法人及びその役員を分割の日から起算して5年を経過しない間欠格者に該当させることにある。

本号により分割の日から起算して5年を経過しない間欠格者となる法人は、「分割により法第4条第1項第6号の聴聞に係る風俗営業を承継させた法人」と、「分割により法第4条第1項第6号の聴聞に係る風俗営業以外の風俗営業を承継した法人」である。

例えば、A店とB店を営む風俗営業者たる法人甲があるとして、A店において聴聞に係る事由が生じた場合、甲がA店を他の法人である法人乙に承継させるべく分割をすると甲は に当たることとなり、他方、甲にA店を残し、B店を法人乙に承継させると、乙が に当たることになる。要するに、行政処分を免れようとして分割に関与した法人のうち、聴聞を受けないこととなるものが本号の欠格事由に該当することになる。

この場合、当該分割の承認の申請がなされた時点においては、いまだ分割の効果が生じていないので、本号の欠格事由には該当せず、したがって他の欠格事由にも該当しない限りは承認がなされる。しかしながら、その後分割の効力が発生する日に至り、承認の効果として風俗営業者の地位の承継が生じた時点において、自動的に本号の欠格事由に該当することになり、法第8条第2号により許可の取消しがなされるべき対象となることになる。

一方、本号により分割の日から起算して5年を経過しない間欠格者となる役員は、法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に 又は の法人の役員であった者である。これは、こうした時期に役員であった者は、分割を実施するという意思決定に関与していた可能性が高いためである。

なお、相当な理由がある分割の場合には、本号の欠格事由には該当しないものとされている。「相当な理由がある」とは、例えば、分割を行うという内部的決定がなされた後に法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の対象となる事由が発生した場合をいう。

第15 特例風俗営業者の認定について（法第10条の2関係）

1 「この法律に基づく処分」の意義

法第10条の2第1項第2号中「この法律に基づく処分（指示を含む。）」とは、当該営業に関するもののみならず、およそこの法律に基づくものを全て含む。したがって、その者が複数の営業を営む場合又は営んでいた場合にあっては、その全てについて過去10年以内に処分を

本号により分割の日から起算して5年を経過しない間欠格者となる法人は、「分割により法第4条第1項第6号の聴聞に係る風俗営業を承継させた法人」と、「分割により法第4条第1項第6号の聴聞に係る風俗営業以外の風俗営業を承継した法人」である。

例えば、A店とB店を営む風俗営業者たる法人甲があるとして、A店において聴聞に係る事由が生じた場合、甲がA店を他の法人である法人乙に承継させるべく分割をすると甲は に当たることとなり、他方、甲にA店を残し、B店を法人乙に承継させると、乙が に当たることになる。要するに、行政処分を免れようとして分割に関与した法人のうち、聴聞を受けないこととなるものが本号の欠格事由に該当することになる。

この場合、当該分割の承認の申請がなされた時点においては、いまだ分割の効果が生じていないので、本号の欠格事由には該当せず、したがって他の欠格事由にも該当しない限りは承認がなされる。しかしながら、その後分割の効力が発生する日に至り、承認の効果として風俗営業者の地位の承継が生じた時点において、自動的に本号の欠格事由に該当することになり、法第8条第2号により許可の取消しがなされるべき対象となることになる。

一方、本号により分割の日から起算して5年を経過しない間欠格者となる役員は、法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に 又は の法人の役員であった者である。これは、こうした時期に役員であった者は、分割を実施するという意思決定に関与していた可能性が高いためである。

なお、相当な理由がある分割の場合には、本号の欠格事由には該当しないものとされている。「相当な理由がある」とは、例えば、分割を行うという内部的決定がなされた後に法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の対象となる事由が発生した場合をいう。

第15 特例風俗営業者の認定について（法第10条の2関係）

1 「この法律に基づく処分」の意義

法第10条の2第1項第2号中「この法律に基づく処分（指示を含む。）」とは、当該営業に関するもののみならず、およそこの法律に基づくものをすべて含む。したがって、その者が複数の営業を営む場合又は営んでいた場合にあっては、その全てについて過去10年以内に処分を

を受けていないことを要する。

なお、法第10条の2第6項第3号中「この法律に基づく処分」の意義についても同様である。

2 施行規則で定める基準

施行規則第25条第2号中「法第24条第7項の規定に違反したこと」とは、風俗営業者が講習を当該営業所の管理者に受けさせる義務を履行しなかったことをいい、「病気その他のやむを得ない理由」（施行規則第39条第2項）により当該管理者が当該講習を受けなかった場合において、次の講習の機会に受講させたときは、これに当たらない。

3・4 (略)

第16 風俗営業の規制について（法第9条、第13条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係）

1 営業所の構造及び設備の変更

(1) (略)

(2) 軽微な変更

法第9条第3項第2号の規定による届出を要する構造又は設備の変更は、営業所の小規模の修繕又は模様替、食器棚その他の家具（作り付けのものを除く。）、飲食物の自動販売機その他これに類する設備の設置又は入替え、照明設備、音響設備又は防音設備の変更、遊技設備（ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業に係る遊技機を除く。以下1において同じ。）の増設又は交替（遊技設備の区分（施行規則別記様式第2号の許可申請書その2（B）又はその2（C）の遊技設備の区分）ごとの数の変更がある場合に限る。）等である。

(3) 届出を要しない変更

次に掲げる構造又は設備の変更（（2）に該当するものを除く。）については、法第9条第3項の届出を要しない。

・ (略)

法第2条第1項第8号の営業における遊技設備のソフトのみの入替え及びそれに伴う操作部分の変更

(略)

営業所内の見通しを妨げない程度の軽微な椅子、テーブル等の配置の変更

(4) (略)

を受けていないことを要する。

なお、法第10条の2第6項第3号中「この法律に基づく処分」の意義についても同様である。

2 施行規則で定める基準

施行規則第25条中「法第24条第7項の規定に違反したこと」とは、風俗営業者が講習を当該営業所の管理者に受けさせる義務を履行しなかったことをいい、「病気その他のやむを得ない理由」（施行規則第39条第2項）により当該管理者が当該講習を受けなかった場合において、次の講習の機会に受講させたときは、これに当たらない。

3・4 (略)

第16 風俗営業の規制について（法第9条、第13条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係）

1 営業所の構造及び設備の変更

(1) (略)

(2) 軽微な変更

法第9条第3項第2号の規定による届出を要する構造又は設備の変更は、営業所の小規模の修繕又は模様替、食器棚その他の家具（作り付けのものを除く。）、飲食物の自動販売機その他これに類する設備の設置又は入れ替え、照明設備、音響設備又は防音設備の変更、遊技設備（ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業に係る遊技機を除く。以下1において同じ。）の増設又は交替（遊技設備の区分（施行規則別記様式第2号の許可申請書その2（B）又はその2（C）の遊技設備の区分）ごとの数の変更がある場合に限る。）等である。

(3) 届出を要しない変更

次に掲げる構造又は設備の変更（（2）に該当するものを除く。）については、法第9条第3項の届出を要しない。

・ (略)

法第2条第1項第8号の営業における遊技設備のソフトのみの入れ替え及びそれに伴う操作部分の変更

(略)

営業所内の見通しを妨げない程度の軽微ないす、テーブル等の配置の変更

(4) (略)

2 営業時間の制限

風俗営業終業後に引き続き同一の営業所を利用して飲食店営業を営むことは、時間外営業等の脱法行為を誘発するおそれがあるので、次のような措置が講じられ、営業の継続性が完全に断たれる場合に限り、飲食店営業としての継続を認めるものとする。

― 接待飲食等営業については、全ての客を帰らせるとともに、接客従業者も帰らせ（客としても残らせないものに限る。）、別会計にして営業すること。

― ゲームセンター等については、遊技設備設置部分を区画して当該部分を閉鎖して立ち入れないこととすること又は遊技設備を撤去する（遊技設備の元の電源を切り、かつ、遊技設備に覆いを掛けるなど撤去に準じる措置を講じることでも差し支えない。）ことによって営業すること。

3 騒音及び振動の規制

法第15条は、風俗営業に係る騒音及び振動について、現下のカラオケ騒音の問題等に鑑み、騒音規制の規定の内容を明確にするため、数値により規制することとしたものである。

施行規則第31条各項の「計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した」騒音計及び振動レベル計とは、同法第70条の検定に合格したもののほか、指定製造事業者が同法第71条の基準に適合するように製造したもの（同法第95条参照）をいう。

4 広告及び宣伝の規制

(1) 外形等

ア 法第16条は、主として清浄な風俗環境の保持を図るために設けられたものであるが、憲法上、表現の自由及び営業の自由が保障されていることに鑑み、視覚に訴える広告又は宣伝を規制する場合は、公衆の目に触れやすいものの規制に限る。

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(2) 内容

ア (略)

イ 視覚に訴える広告・宣伝にあつては、典型的には衣服を脱いだ人の姿態や性交、性交類似行為、性器等を描写するもの、営業所内で卑わい行為が行われていることを表すもの、遊技盤上の遊技くぎの操作による遊技球のサービス等著しく射幸心をそそるおそれのある

2 営業時間の制限

風俗営業終業後に引き続き同一の営業所を利用して飲食店営業を営むことは、時間外営業等の脱法行為を誘発するおそれがあるので、次のような措置が講じられ、営業の継続性が完全に断たれる場合に限り、飲食店営業としての継続を認めるものとする。

ア 接待飲食等営業については、すべての客を帰らせるとともに、接待従業者も帰らせ（客としても残らせないものに限る。）、別会計にして営業すること。

イ ゲームセンター等については、ゲーム機設置部分を区画して当該部分を閉鎖して立ち入れないこととすること又はゲーム機を撤去する（ゲーム機の元の電源を切り、かつ、ゲーム機に覆いを掛ける等撤去に準じる措置を講じることでも差し支えない。）ことによって営業すること。

3 騒音及び振動の規制

法第15条は、風俗営業に係る騒音及び振動について、現下のカラオケ騒音の問題等にかんがみ、騒音規制の規定の内容を明確にするため、数値により規制することとしたものである。

施行規則第31条各項の「計量法第71条の条件に合格した」騒音計及び振動レベル計とは、同法第70条の検定に合格したもののほか、指定製造事業者が同法第71条の基準に適合するように製造したもの（同法第95条参照）をいう。

4 広告及び宣伝の規制

(1) 外形等

ア 法第16条は、主として清浄な風俗環境の保持を図るために設けられたものであるが、憲法上、表現の自由及び営業の自由が保障されていることに鑑み、視覚に訴える広告又は宣伝を規制する場合は、公衆の目に触れやすいものの規制に限る。

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(2) 内容

ア (略)

イ 視覚に訴える広告・宣伝にあつては、典型的には衣服を脱いだ人の姿態や性交、性交類似行為、性器等を描写するもの、営業所内で卑わい行為が行われていることを表すもの、遊技盤上の遊技くぎの操作による遊技球のサービス等著しく射幸心をそそるおそれのある

行為が行われていることを表すもの等が規制の対象となる。

なお、単に店名及び料金のみを表示する広告・宣伝、単に色彩が派手である広告・宣伝等は、清浄な風俗環境を害するおそれがあると認められる場合を除き、規制の対象とならない。また、建物の外観は、それが広告又は宣伝に当たるものと解されない限り、本条による規制の対象となるものではない。

ウ 聴覚に訴える広告・宣伝にあつては、その内容が卑わいな場合、著しく射幸心をそそるおそれのある場合等が規制の対象となる。また、著しく大きな騒音を発生させている場合は、騒音に関する遵守事項の違反となり得るほか、本条の違反ともなる。

5 接客従業者に対する拘束的行為の規制

(1)・(2) (略)

(3) 旅券等を保管すること等の禁止

ア 法第18条の2第1項第2号中「その支払能力に照らし不相当に高額な債務」については、(2)ウを参照すること。

イ (略)

(4) (略)

6 遊技料金等の基準

(1) (略)

(2) 賞品の提供方法に関する基準

ア 施行規則第35条第2項第1号イ中「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額」とは、当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量を玉1個又はメダル1枚に係る遊技料金に消費税額及び地方消費税額を加算した額に乗じて得た額をいう。

イ 施行規則第35条第2項第1号イに定める「等価の物品」とは、同等の市場価格を有する物品をいう。市場価格とは、一般の小売店(いわゆるディスカウントストア等も含む。)における日常的な販売価格をいい、特別な割引価格はこれに該当しない。

また、同号ハに定める「遊技の種類及び遊技の方法並びにイ及びロに定める物品その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める物

行為が行われていることを表すもの等が規制の対象となる。

ウ また、聴覚に訴える広告・宣伝にあつては、その内容が卑わいな場合、著しく射幸心をそそるおそれのある場合等が規制の対象となる。また、著しく大きな騒音を発生させている場合は、騒音に関する遵守事項の違反となり得るほか、本条の違反ともなる。

エ なお、単に店名及び料金のみを表示する広告・宣伝、単に色彩が派手である広告・宣伝等は、清浄な風俗環境を害するおそれがあると認められる場合を除き、規制の対象とならない。また、建物の外観は、それが広告又は宣伝に当たるものと解されない限り、本条による規制の対象となるものではない。

5 接客従業者に対する拘束的行為の規制

(1)・(2) (略)

(3) 旅券等を保管すること等の禁止

ア 法第18条の2第1項第2号の「その支払い能力に照らし不相当に高額な債務」については、(2)ウを参照すること。

イ (略)

(4) (略)

6 遊技料金等の基準

(1) (略)

(2) 賞品の提供方法に関する基準

施行規則第35条第2項第1号イに定める「等価の物品」とは、同等の市場価格を有する物品をいう。市場価格とは、一般の小売店(いわゆるディスカウントストア等も含む。)における日常的な販売価格をいい、特別な割引価格はこれに該当しない。

また、同号ハに定める「遊技の種類及び遊技の方法並びにイ及びロに定める物品その他の事情を考慮して国家公安委員会が定める物品」

品」は、現在のところ定められていない。

7 遊技機の規制及び認定等

(1) 認定

ア 認定申請の手続

(ア) 遊技機規則第1条第3項第2号の規定による検定を受けた型式に属する遊技機についての認定は、ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業を営む者が、法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（府令第1条第11号口又は八）であって、その営業の用に供しているものを、あらかじめ、検定の有効期間が経過する前に、法第20条第1項の著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しないものであることを確認するために行うことを想定している。

この認定を受けた遊技機について、その後、故障による修理等のため、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定により変更の承認を受けようとする場合に提出する変更承認申請書に添付する書類（施行規則第20条第2項）は、当該変更事項に係る府令第1条第11号イに掲げる書類となる（ただし、修理等の後においても、認定を受けた遊技機と同一のものと認められる場合に限る（(3)オ(イ)を参照すること）。）。

なお、認定を受けていない遊技機について当該承認を受けようとする場合には、当該変更事項に係る府令第1条第11号ニに掲げる書類を添付しなければならないこととなる。

(イ) (略)

イ 認定申請に係る補正の要求

遊技機規則第1条の2中「軽微な不備（誤記又は記載漏れであつて、認定申請者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）」とは、例えば、次のような場合をいう。

(略)

誤字、脱字又は判読が困難な文字と認められる不備がある場合で、認定申請者が記載しようとした事項が明らかである場合

(略)

ウ (略)

エ 認定の取消し

(ア) 「認定を受けた遊技機にその構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他の変更が加えられたこと」（遊技機規則第5条第1

は、現在のところ定められていない。

7 遊技機の規制及び認定等

(1) 認定

ア 認定申請の手続

(ア) 遊技機規則第1条第3項第2号の規定による検定を受けた型式に属する遊技機についての認定は、ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業を営む者が、法第20条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機（府令第1条第11号口又は八）であって、その営業の用に供しているものを、あらかじめ、検定の有効期間が経過する前に、法第20条第1項の著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機に該当しないものであることを確認するために行うことを想定している。

この認定を受けた遊技機について、その後、故障による修理等のため、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の規定により変更の承認を受けようとする場合に提出する変更承認申請書に添付する書類（施行規則第20条第2項）は、当該変更事項に係る府令第1条第11号イに掲げる書類となる（ただし、修理等の後においても、認定を受けた遊技機と同一のものと認められる場合に限る（(3)オ(イ)を参照すること）。）。

なお、認定を受けていない遊技機について当該承認を受けようとする場合には、当該変更事項に係る府令第1条第11号ニに掲げる書類を添付しなければならないこととなる。

(イ) (略)

イ 認定申請に係る補正の要求

遊技機規則第1条の2中「軽微な不備（誤記又は記載漏れであつて、認定申請者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）」とは、例えば、次のような場合をいう。

(略)

誤字、脱字、判読が困難な文字と認められる不備がある場合で、認定申請者が記載しようとした事項が明らかである場合

(略)

ウ (略)

エ 認定の取消し

(ア) 「認定を受けた遊技機にその構造、材質又は性能に影響を及ぼす改造その他の変更が加えられたこと」（遊技機規則第5条第1

項第2号)に該当するかどうかは、当該遊技機の諸元表に記載された遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の諸要素が全て同一であるか否かによって判断されることとなる。ただし、当該遊技機に係る認定申請のときに提出された認定申請書及び添付書類(当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであった場合にあっては、当該型式に係る検定申請のときに提出された検定申請書及び添付書類を含む。)により判断することができる場合には、諸元表によることを要しないものとする。

(イ) (略)

(2) 型式の検定

ア 検定申請の手続

(ア) (略)

(イ) 遊技機規則第7条第2項第1号口中「第11条第2項の規定により検定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者に該当しないことを誓約する書面」とは、最近5年間においていずれの公安委員会からも遊技機規則第11条第2項の規定による検定の取消しを受けた者でないことを誓約する書面とする。また、当該書面の様式例は、別記様式第4号とする。

(ウ) (略)

(エ) 遊技機規則第7条の2第4項の規定により届出があったときは、確認証明書の提出を受け、次に掲げる区分に従い当該証明書にそれぞれに定められた措置を執り、返却するものとする。

・ (略)

イ・ウ (略)

エ 検定の取消し

(ア) 遊技機規則第11条第1項中「型式」とは、製造業者が検定を受けたいと意図している型式に属する遊技機の構造、材質及び性能のあるべき姿を表象した諸元表記載のものをいい、「均一性を有しない」とは、遊技機が同一の設計に基づき製造されたにもかかわらず、製造後の個々の遊技機の構造、材質及び性能についての差異が、あらかじめ想定された製造誤差(諸元表に記載された誤差)の範囲外にあることをいう。したがって、「検定を受けた型式に属する遊技機の構造、材質若しくは性能が技術上の規格に適合せず、又は均一性を有していないこと」とは、例えば、次のような場合をいう。

項第2号)に該当するかどうかは、当該遊技機の諸元表に記載された遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の諸要素がすべて同一であるか否かによって判断されることとなる。ただし、当該遊技機に係る認定申請のときに提出された認定申請書及び添付書類(当該遊技機が検定を受けた型式に属するものであった場合にあっては、当該型式に係る検定申請のときに提出された検定申請書及び添付書類を含む。)により判断することができる場合には、諸元表によることを要しないものとする。

(イ) (略)

(2) 型式の検定

ア 検定申請の手続

(ア) (略)

(イ) 遊技機規則第7条第2項第1号口中「第11条第2項の規定により検定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者に該当しないことを誓約する書面」とは、最近5年間においていずれの公安委員会からも遊技機規則第11条第2項の規定による検定の取消しを受けた者でないことを誓約する書面とする。また、当該書面の様式例は、別記様式第4号とする。

(ウ) (略)

(エ) 遊技機規則第7条の2第4項の規定により届出があったときは、確認証明書の提出を受け、次に掲げる区分に従い当該証明書にそれぞれに定められた措置をとり、返却するものとする。

・ (略)

イ・ウ (略)

エ 検定の取消し

(ア) 遊技機規則第11条第1項中「型式」とは、製造業者が検定を受けたいと意図している型式に属する遊技機の構造、材質及び性能のあるべき姿を表象した諸元表記載のものをいい、「均一性を有しない」とは、遊技機が同一の設計に基づき製造されたにもかかわらず、製造後の個々の遊技機の構造、材質及び性能についての差異が、あらかじめ想定された製造誤差(諸元表に記載された誤差)の範囲外にあることをいう。したがって、「検定を受けた型式に属する遊技機の構造、材質若しくは性能が技術上の規格に適合せず、又は均一性を有していないこと」とは、例えば、次のような場合をいう。

(略)

製造業者のプログラムミス等により、一定の事情を契機として大当たりが極めて高い確率で発生するなど、検定時には確認されなかった性能が発現する遊技機であることが判明した場合

(略)

(イ) 遊技機規則第11条第2項第1号中「偽りその他不正の手段により当該検定を受けたことが判明するに至ったとき」には、遊技機規則第7条第1項及び第2項に掲げる書類が偽りであった場合のほか、遊技機規則第7条の2第1項の確認を同条第6項第1号の規定により取り消された場合も含むものである。

(ウ) 遊技機規則第11条第2項第4号及び第5号の規定による報告の請求及び検査等は、検定制度に係る諸規定の遵守状況の確認等の検定制度に関する規定の施行に必要な限度において認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものではない。したがって、例えば、検定制度に係る諸規定の遵守状況等とは全く無関係なぱちんこ営業業者による遊技機の不正改造事犯に係る資料収集のためといった検定の章の規定の施行に関係のない事項について報告を請求し、又は立入検査をしたりすることはできないことに注意する必要がある。また、報告を行うか否かは、報告請求の相手方の判断に委ねられており、立入検査についても、立入検査を受ける者による承諾がある場合に行うものである。

報告の拒否等（遊技機規則第11条第2項第4号）

報告請求書中の「報告を求める理由」については、その理由が具体的に分かる程度の内容を記載し、「報告を求める内容」については、報告を求める理由に照らして合理的な範囲内において、報告の範囲を明確に記載すること。また、報告の請求は、事前に報告理由、報告内容等を精査した上で最小限の回数で済むようにすること。

立入検査の拒否等（遊技機規則第11条第2項第5号）

立入検査については、報告によっては、検定を受けた者の規制の遵守状況の確認等の行政目的を達成することができないなど立入検査を行う必要性のあるときに限って行うこと。

なお、本号中「その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され」とあるのは、立入検査の職務の円滑な執行に妨げとなる

(略)

製造業者のプログラムミスなどにより、一定の事情を契機として大当たりが極めて高い確率で発生するなど、検定時には確認されなかった性能が発現する遊技機であることが判明した場合

(略)

(イ) 遊技機規則第11条第2項第1号中「偽りその他不正の手段により当該検定を受けたことが判明するに至ったとき」には、遊技機規則第7条第1項及び第2項に掲げる書類が偽りであった場合のほか、第7条の2第1項の確認を同条第6項第1号の規定により取り消された場合も含むものである。

(ウ) 遊技機規則第11条第2項第4号及び第5号の規定による報告の請求及び検査等は、検定制度に係る諸規定の遵守状況の確認等の検定制度に関する規定の施行に必要な限度において認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものではない。したがって、例えば、検定制度に係る諸規定の遵守状況等とは全く無関係なぱちんこ営業業者による遊技機の不正改造事犯に係る資料収集のためといった検定の章の規定の施行に関係のない事項について報告を請求し、又は立入検査をしたりすることはできないことに注意する必要がある。また、報告を行うか否かは、報告請求の相手方の判断に委ねられており、立入検査についても、立入検査を受ける者による承諾がある場合に行うものである。

報告の拒否等（第4号）

報告請求書中の「報告を求める理由」については、その理由が具体的に分かる程度の内容を記載し、「報告を求める内容」については、報告を求める理由に照らして合理的な範囲内において、報告の範囲を明確に記載すること。また、報告の請求は、事前に報告理由、報告内容等を精査した上で最小限の回数で済むようにすること。

立入検査の拒否等（第5号）

立入検査については、報告によっては、検定を受けた者の規制の遵守状況の確認等の行政目的を達成することができないなど立入検査を行う必要性のあるときに限って行うこと。

なお、本号中「その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され」とあるのは、立入検査の職務の円滑な執行に妨げとなる

行為を網羅する趣旨であり、「拒まれ、妨げられ」とは、行為者が警察職員の職務執行に対して何らかの積極的な行動に出た場合であり、「忌避され」とは、そうした積極的な行動がない場合である。

(工)・(オ)(略)

(3) 遊技機の変更

ア 遊技機の「その他の変更」

遊技機の「その他の変更」(法第20条第10項)には、遊技機の部品を交換し、又は付加する行為も含まれる。

なお、府令第6条中の「遊技機の部品」には、法第23条第1項第3号に規定する遊技球等の受け皿、遊技機の前面のガラス板等の遊技機の設計製造段階から当該遊技機を構成する部品として予定されて取り付けられている部品のほか、遊技機に付加される部品も含まれる。ただし、遊技機に付加される部品であっても、次に掲げるものは法第4条第2項第1号の「営業所の設備」と解し、「遊技機の部品」には含まれない扱いとする。

遊技機の遊技球等貸出装置接続端子板に接続する遊技球等貸出装置(遊技機外の遊技球等を貸し出すための信号を送信する機械又は装置をいう。)及び外部の配線

遊技機の外部端子板に接続する外部の装置及び配線

諸元表の「定格電圧」及び「定格周波数」の欄に記載された値に相当する電圧及び周波数のみにより電源を供給する電源装置(トランス)

いわゆる島設備に設置される遊技機への遊技球の供給に係る装置で、遊技機の遊技盤の枠(以下単に「遊技盤の枠」という。)の開閉に応じて遊技機と接触し又は分離するレバーの位置により遊技球の供給を制御する機能を有するもの(レバーの遊技機との接触が、遊技盤の枠が閉じたときのみ遊技機の遊技球を貯留するためのタンクに対して非電氣的に行われ、かつ、遊技盤の枠が開いたときに遊技機からレバーが離れるため、遊技機に対する独立性が高く、外形的にも性能的にも遊技機と一体とみられないものに限る。)(いわゆるレバー付き玉補給機)

イ (略)

ウ 軽微な変更

府令第6条の「遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を

行為を網羅する趣旨であり、「拒まれ、妨げられ」とは、行為者が警察職員の職務執行に対して何らかの積極的な行動にでた場合であり、「忌避され」とは、そうした積極的な行動がない場合である。

(工)・(オ)(略)

(3) 遊技機の変更

ア 遊技機の「その他の変更」

遊技機の「その他の変更」(法第20条第10項)には、遊技機の部品を交換し、又は付加する行為も含まれる。

なお、府令第6条中の「遊技機の部品」には、法第23条第1項第3号に規定する遊技球等の受け皿、遊技機の前面のガラス板等の遊技機の設計製造段階から当該遊技機を構成する部品として予定されて取り付けられている部品のほか、遊技機に付加される部品も含まれる。

イ (略)

ウ 軽微な変更

府令第6条の「遊技機の部品でその変更が遊技機の性能に影響を

及ぼすおそれがあるもの以外のもの」には、次に掲げるものがこれに含まれる。

(略)

遊技機の前面のガラス板等(遊技機の遊技盤又は回胴の前面に設けられた全てのガラス板等をいう。)

(略)

— (略)

エ (略)

オ 変更承認申請の手続

(ア) (略)

(イ) 遊技機のその他の変更(府令第6条に定める軽微な変更を除く。)の場合

施行規則第20条第2項中「府令第1条第11号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類」とは、その遊技機の変更部分につき次に掲げる書類とする。

~ (略)

なお、次に掲げる場合には、それぞれにおいて定められた書類を上記 から までの書類に代えることができる。

・ (略)

カ (略)

8 風俗営業を営む者の禁止行為

(1) 法第22条第1号中「客引き」とは、相手方を特定して営業所の客となるように勧誘することをいう。例えば、通行人に対し、営業所の名称を告げず、単に「お時間ありませんか」、「お触りできます」などと声を掛けながら相手の反応を待っている段階では、いまだ「客引き」には当たらないが、この際に、相手方の前に立ちふさがったり、相手方につきまとうことは、同条第2号の「客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと」に当たる。また、いわゆるホストクラブの従業者が、通行人の女性に、個人的な交際の申込みや接客従業者の募集を装って声を掛け、その身边に立ちふさがったり、つきまとうたりしている場合について

及ぼすおそれがあるもの以外のもの」には、次に掲げるものがこれに含まれる。

(略)

遊技機の前面のガラス板等

(略)

— 遊技機の外部端子板に接続する部品

— 諸元表の「使用条件」 - 「電源」欄に記載された定格電圧及び定格周波数のみを出力する機能を有する電源の供給に係る装置(いわゆるトランス)

— (略)

エ (略)

オ 変更承認申請の手続

(ア) (略)

(イ) 遊技機のその他の変更(府令第6条に定める軽微な変更を除く。)の場合

施行規則第20条第2項中「府令第1条第11号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類」とは、その遊技機の変更部分につき次に掲げる書類とする。

~ (略)

なお、次に掲げる場合には、それぞれにおいて定められた書類を上記 から の書類に代えることができる。

・ (略)

カ (略)

8 風俗営業を営む者の禁止行為

(1) 法第22条第1号中「客引き」とは、相手方を特定して営業所の客となるように勧誘することをいう。例えば、通行人に対し、営業所の名称を告げず、単に「お時間ありませんか」、「お触りできます」等と声を掛けながら相手の反応を待っている段階では、いまだ「客引き」には当たらないが、この際に、相手方の前に立ちふさがったり、相手方につきまとうことは、同条第2号の「客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと」に当たる。また、いわゆるホストクラブの従業者が、通行人の女性に、個人的な交際の申込みや接客従業者の募集を装って声を掛け、その身边に立ちふさがったり、つきまとうたりしている場合について

も、例えば、黒服を着てピア等を所持しているなど、客観的な状況から「客引きをするため」の行為と認められるときは、同号の行為に当たる。

- (2) 法第22条第4号中「客に接する業務」(第10中4を参照すること。)には、同条第3号の「接待」や「客の相手となってダンスをすること」、同条第6号の「酒類又はたばこを提供すること」が含まれる。また、遊技場営業についても、営業所内で客の応接をし、その要望に応じてサービスをする業務や遊技料金を徴収し、又は遊技球等を貸し出し、若しくは客が獲得した遊技球等を賞品と交換する業務も「客に接する業務」に含まれる。

なお、法第22条第1号の「客引き」は、「客」となる前段階の行為であるため「客に接する業務」には含まれない。

- (3) 法第22条第3号と第4号の相違は、同条第3号の重点が接待等をさせた点にあり、同条第4号の重点が夜間(午後10時から翌日の日出時までの時間をいう。)にあることである。

- (4) 法第22条第5号中「客として立ち入らせる」とは、ダンス、飲食、遊興又は遊技をする客として立ち入らせることをいい、18歳未満の者を営業所に単に立ち入らせることをもって直ちに同号の違反になるわけではない。したがって、例えば、ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業に係る営業所において、親を探しに来た子供を営業所に立ち入らせたことをもって直ちに同号違反に問疑されるものではない。

なお、風俗営業者は、法第18条の規定により、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならないこととされていることから、営業者は18歳未満の者が自らの営業所に立ち入ることのないようにするとともに、万一、立ち入っているのを認知したときは速やかにその者が営業所外に退出するよう必要な措置を講じる必要がある(施行規則第37条第4号参照)。

- (5)・(6)(略)

9 遊技場営業者の禁止行為

- (1)~(2)(略)

- (3) 遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供するクレーン式遊技機等の遊技設備により客に遊技をさせる営業を営む者は、その営業に関し、クレーンで釣り上げるなどした物品で小売価格がおおむね8

も、例えば、黒服を着てピア等を所持しているなど、客観的な状況から「客引きをするため」の行為と認められるときは、同号の行為に当たる。

- (2) 法第22条第4号中「客に接する業務」(第10中4を参照すること。)には、第3号の「接待」や「客の相手となってダンスをすること」、第6号の「酒類又はたばこを提供すること」が含まれる。また、遊技場営業についても、営業所内で客の応接をし、その要望に応じてサービスをする業務や遊技料金を徴収し、又は遊技球等を貸し出し、若しくは客が獲得した遊技球等を賞品と交換する業務も「客に接する業務」に含まれる。

なお、第1号の「客引き」は、「客」となる前段階の行為であるため「客に接する業務」には含まれない。

- (3) 法第22条第3号と第4号の相違は、第3号の重点が接待等をさせた点にあり、第4号の重点が夜間(午後10時から翌日の日出時までの時間をいう。)にあることである。

- (4) 法第22条第5号中「客として立ち入らせる」とは、ダンス、飲食、遊興又は遊技をする客として立ち入らせることをいい、18歳未満の者を営業所に単に立ち入らせることをもって直ちに同号の違反になるわけではない。したがって、例えば、ぱちんこ屋及び令第7条に規定する営業に係る営業所において、親を捜しに来た子供を営業所に立ち入らせたことをもって直ちに同号違反に問疑されるものではない。

なお、風俗営業者は、法第18条の規定により、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならないこととされていることから、営業者は18歳未満の者が自らの営業所に立ち入ることのないようにするとともに、万一、立ち入っているのを認知したときは速やかにその者が営業所外に退出するよう必要な措置を講じる必要がある(規則第37条第4号参照)。

- (5)・(6)(略)

9 遊技場営業者の禁止行為

- (1)~(2)(略)

- (3) 遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供するクレーン式遊技機等の遊技設備により客に遊技をさせる営業を営む者は、その営業に関し、クレーンで釣り上げる等した物品で小売価格がおおむね80

00円以下のものを提供する場合については法第23条第2項に規定する「遊技の結果に応じて賞品を提供」することには当たらないものとして取り扱うこととする。

- (4) 法第2条第1項第8号の営業を営む者が、遊技の結果獲得した得点、数量等を直接又は度その他の単位に換算して電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録した媒体を発行し、又は交付することは、法第23条第3項で準用される法第23条第1項第4号に違反する。

10 営業所の管理者

(1)・(2) (略)

(3) 管理者の業務

ア (略)

イ 施行規則第37条第1号中「従業員に対する指導に関する計画」の「作成」とは、例えば、法令遵守のため何月は何について指導するかなどの計画を作成することをいう。

ウ (略)

(4) 管理者の解任の勧告

ア (略)

イ 解任の勧告については、その勧告を受けていないことが特例風俗営業者の認定の要件の一とされている（施行規則第25条第1号）ので、その勧告の実施に関する記録を適切に保管し、過去10年間の勧告の実施に関する記録が整備されているようにする必要がある。

(5) (略)

第17 性風俗関連特殊営業の届出について（法第27条、第31条の2、第31条の7、第31条の12及び第31条の17関係）

1 一般的留意事項

(1) (略)

(2) 性風俗関連特殊営業については、風俗営業と異なり、相続又は法人の合併若しくは分割のいずれの方法によっても、営業の他者への承継は認められていない（法第7条、第7条の2及び第7条の3参照）。

2 (略)

3 無店舗型性風俗特殊営業の届出

00円以下のものを提供する場合については法第23条第2項に規定する「遊技の結果に応じて賞品を提供」することには当たらないものとして取り扱うこととする。

- (4) 法第2条第1項第8号に規定する営業を営む者が、遊技の結果獲得した得点、数量等を直接又は度その他の単位に換算して電磁的方法（電子的方法、電磁的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録した媒体を発行し、又は交付することは、法第23条第3項で準用される法第23条第1項第4号に違反する。

10 営業所の管理者

(1)・(2) (略)

(3) 管理者の業務

ア (略)

イ 施行規則第37条第1号中「従業員に対する指導に関する計画」の「作成」とは、例えば、法令遵守のため何月は何について指導するか等の計画を作成することをいう。

ウ (略)

(4) 管理者の解任の勧告

ア (略)

イ 解任の勧告については、その勧告を受けていないことが特例風俗営業者の認定の要件の一とされている（施行規則第25条第1号）ので、その勧告の実施に関する記録を適切に保管し、平成19年7月1日以降においては過去10年間の勧告の実施に関する記録が整備されているようにする必要がある。

(5) (略)

第17 性風俗関連特殊営業の届出について（法第27条、第31条の2、第31条の7、第31条の12及び第31条の17関係）

1 一般的留意事項

(1) (略)

(2) 性風俗関連特殊営業については、風俗営業と異なり、相続又は法人の合併若しくは分割のいずれの方法によっても、営業の他者への承継は認められていない（法第7条、第7条の2、第7条の3参照）。

2 (略)

3 無店舗型性風俗特殊営業の届出

(1)～(3) (略)

(4) 法第31条の2第1項第6号中「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」とは、例えば、郵便により依頼を受ける場合には郵便の宛先が、電話、ファックス等により依頼を受ける場合には電話番号が、インターネットを利用して依頼を受ける場合にはメールのアドレス等がこれに当たる。電話番号、メールアドレス等の連絡先が複数ある場合は、全ての連絡先を記載させる必要がある(施行規則別記様式第26の備考7参照)。

(5) 法第31条の2第1項第7号中「同号に規定する役務の提供以外の客に接する業務」とは、派遣型ファッションヘルス営業に係る「客に接する業務」(第10中4を参照すること。)のうち「異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務」(法第2条第7項第1号)を提供する業務以外のものであり、具体的には、来訪した客と対面して行う次のような業務が広く含まれる。

客から役務の提供の依頼を受ける業務(受付業務)

接客従業者の写真を客に見せるなどして、客に紹介する業務

したがって、これらの業務を行うための施設を設ける場合には、受付所を設ける旨及びその所在地を届出書に記載しなければならない。事務所と同一の施設を受付所として用いる場合には、届出書にその旨を記載しなければならない。

一方、客が来訪せず、電話やファックスのみにより客の依頼を受け付ける事務所は、受付所に当たらない。

なお、いわゆる風俗案内所等の第三者が、派遣型ファッションヘルス営業を営む者の委託を受け、広告又は宣伝の範囲を超えて、当該第三者の施設に来訪する者と対面して上記 又は の業務を行っている場合、当該施設は、当該派遣型ファッションヘルス営業を営む者が設ける受付所に当たる。

(6) (略)

4 映像送信型風俗特殊営業の届出

(1) 映像送信型風俗特殊営業の届出は、営業ごとに行うこととなり、通常は、例えば、インターネット利用型であればホームページ単位で行うことになる(ホームページを幾つかのセクションに分けている場合の扱いについては、第7中3(2)を参照すること。)

(2)～(4) (略)

(5) 法第31条の7第1項第4号中「電気通信設備(自動公衆送信装置

(1)～(3) (略)

(4) 法第31条の2第1項第6号中「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」とは、例えば、郵便により依頼を受ける場合には郵便の宛先が、電話、ファクシミリ等により依頼を受ける場合には電話番号が、インターネットを利用して依頼を受ける場合にはメールのアドレス等がこれに当たる。電話番号、メールアドレス等の連絡先が複数ある場合は、すべての連絡先を記載させる必要がある(施行規則別記様式第26の備考7参照)。

(5) 法第31条の2第1項第7号中「同号に規定する役務の提供以外の客に接する業務」とは、派遣型ファッションヘルス営業に係る「客に接する業務」(第10中4を参照すること。)のうち「異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務」(法第2条第7項第1号)を提供する業務以外のものであり、具体的には、来訪した客と対面して行う次のような業務が広く含まれる。

客から役務の提供の依頼を受ける業務(受付業務)

接客従業者の写真を客に見せるなどして、客に紹介する業務

したがって、これらの業務を行うための施設を設ける場合には、受付所を設ける旨及びその所在地を届出書に記載しなければならない。事務所と同一の施設を受付所として用いる場合には、届出書にその旨を記載しなければならない。

一方、客が来訪せず、電話やファックスのみにより客の依頼を受け付ける事務所は、受付所に当たらない。

なお、いわゆる風俗案内所等の第三者が、派遣型ファッションヘルス営業を営む者の委託を受け、広告又は宣伝の範囲を超えて、当該第三者の施設に来訪する者と対面して前記 の業務を行っている場合、当該施設は、当該派遣型ファッションヘルス営業を営む者が設ける受付所に当たる。

(6) (略)

4 映像送信型風俗特殊営業の届出

(1) 映像送信型風俗特殊営業の届出は、営業ごとに行うこととなり、通常は、例えば、インターネット利用型であればホームページ単位で行うことになる(ホームページをいくつかのセクションに分けている場合の扱いについては、第7中3(2)を参照すること。)

(2)～(4) (略)

(5) 法第31条の7第1項第4号中「電気通信設備(自動公衆送信装置

を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。)を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの」とは、客が当該映像送信型性風俗特殊営業に接続する際に用いる記号等をいい、具体的には、インターネットを利用する営業の形態の場合はホームページのURL等がこれに当たる。

(6)・(7)(略)

5 店舗型電話異性紹介営業の届出

(1)(略)

(2)法第31条の12第1項第3号中「電気通信設備を識別するための電話番号」とは、会話申込者が当該店舗型電話異性紹介営業に用いられる電気通信設備に接続するための電話番号をいい、女性利用者専用のフリーダイヤルや全国共通ダイヤル等もこれに含まれる。したがって、客が当該店舗型電話異性紹介営業に用いられる設備に接続するための電話番号が複数ある場合は、全ての電話番号を記載させる必要がある。

(3)(略)

6 無店舗型電話異性紹介営業の届出

(1)無店舗型電話異性紹介営業の届出は、無店舗型性風俗特殊営業と同様に当該営業を「営む者」ごとに行うこととなる。したがって、例えば、無店舗型電話異性紹介営業を営む者が複数の呼称や電話番号を用いる場合であっても、当該営業を営む者が同一の主体である限り、これらの営業を全体として一の営業として、当該一の営業について届出をすることになる。この場合、当該営業について複数の呼称を使用する場合には、その全ての呼称について届出が必要である(法第31条の17第1項第2号)。

(2)法第31条の17第1項中「事務所」とは、法第31条の2第1項に規定する「事務所」と同意義(3(2)を参照すること。)であり、具体的には電話交換機等や顧客(会話申込者)の管理、広告又は宣伝の企画・実施等当該営業に関する業務を継続的に行っている場所がこれに該当する。

(3)~(4)(略)

7 届出書の添付書類

(1)法第27条第3項(法第31条の12第2項において準用する場合

を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分をいい、電気通信回線の部分を除く。)を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの」とは、客が当該映像送信型性風俗特殊営業に接続する際に用いる記号等をいい、具体的には、営業の形態により、ダイヤルQ²を利用する場合には電話番号、インターネットを利用する場合にはホームページのURL等がこれに当たる。

(6)・(7)(略)

5 店舗型電話異性紹介営業の届出

(1)(略)

(2)法第31条の12第1項第3号中「電気通信設備を識別するための電話番号」とは、会話申込者が当該店舗型電話異性紹介営業に用いられる電気通信設備に接続するための電話番号をいい、女性利用者専用のフリーダイヤルや全国共通ダイヤル等もこれに含まれる。したがって、客が当該店舗型電話異性紹介営業に用いられる設備に接続するための電話番号が複数ある場合は、すべての電話番号を記載させる必要がある。

(3)(略)

6 無店舗型電話異性紹介営業の届出

(1)無店舗型電話異性紹介営業の届出は、無店舗型性風俗特殊営業と同様に当該営業を「営む者」ごとに行うこととなる。したがって、例えば、無店舗型電話異性紹介営業を営む者が複数の呼称や電話番号を用いる場合であっても、当該営業を営む者が同一の主体である限り、これらの営業を全体として一の営業として、当該一の営業について届出をすることになる。この場合、当該営業について複数の呼称を使用する場合には、そのすべての呼称について届出が必要である(法第31条の17第1項第2号)。

(2)法第31条の17第1項中「事務所」とは、法第31条の2第1項に規定する「事務所」と同意義(3(2)を参照すること。)であり、具体的には交換機等や顧客(会話申込者)の管理、広告又は宣伝の企画・実施等当該営業に関する業務を継続的に行っている場所がこれに該当する。

(3)~(4)(略)

7 届出書の添付書類

(1)法第27条第3項(法第31条の12第2項において準用する場合

を含む。)又は第31条の2第3項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を添付せずに届出書を提出した場合は、法第27条第1項若しくは第2項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)、第31条の2第1項若しくは第2項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出義務が履行されたとは認められない(行政手続法第37条)。

(2) 営業所、事務所、受付所及び待機所の「使用について権原を有することを疎明する書類」、「平面図」及び「周囲の略図」(府令第9条第1号、第12条第1号等)の意義については、第11中13(2)、(3)及び(4)を参照すること。

なお、派遣型ファッションヘルス営業について、住所を事務所とする場合には当該営業の用に供される部分を特定した平面図を提出させることとしている(府令第12条第1号ハ)が、これは、警察職員の立入りの対象となる範囲を明確にする趣旨である。また、待機所が人の住居の一部である場合については、待機所の用に供する部分のみが届出義務の対象であるから、特に「待機所の用に供される部分を特定したもの」との限定は設けていない(府令第12条第1号ホ)。

8 届出確認書

(1) 法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定により交付する書面(以下「届出確認書」という。)は、適法な届出書の提出があった場合に交付されるものである。

したがって、営業所又は受付所が営業禁止区域等にある場合(法第27条第4項ただし書(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。))及び第31条の2第4項ただし書)のほか、虚偽の届出がなされた場合等にも、届出確認書は交付しない。

なお、施行規則第43条第2項(施行規則第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出確認書不交付通知書の交付は、これにより「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する」ものではないから、「不利益処分」には当たらない(行政手続法第2条第4号)。

(2)・(3)(略)

を含む。)又は第31条の2第3項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を添付せずに届出書を提出した場合は、法第27条第1項若しくは第2項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)、第31条の2第1項若しくは第2項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)、第31条の7第1項、法第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出義務が履行されたとは認められない(行政手続法第37条)。

(2) 営業所、事務所、受付所及び待機所の「使用について権原を有することを疎明する書類」、「平面図」及び「周囲の略図」(府令第9条第1号、第12条第1号等)の意義については、第11中13(2)、(3)及び(4)を参照すること。なお、派遣型ファッションヘルス営業について、住所を事務所とする場合には当該営業の用に供される部分を特定した平面図を提出させることとしている(府令第12条第1号ハ)が、これは、警察職員の立入りの対象となる範囲を明確にする趣旨である。なお、待機所が人の住居の一部である場合については、待機所の用に供する部分のみが届出義務の対象であるから、特に「待機所の用に供される部分を特定したもの」との限定は設けていない(府令第12条第1号ホ)。

8 届出確認書

(1) 法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び法第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定により交付する書面(以下「届出確認書」という。)は、適法な届出書の提出があった場合に交付されるものである。

したがって、営業所又は受付所が営業禁止区域等にある場合(法第27条第4項ただし書(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。))及び第31条の2第4項ただし書)のほか、虚偽の届出がなされた場合等にも、届出確認書は交付しない。

なお、規則第43条第2項(規則第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出確認書不交付通知書の交付は、これにより「特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する」ものではないから、「不利益処分」には当たらない(行政手続法第2条第4号)。

(2)・(3)(略)

第18 店舗型性風俗特殊営業の規制について（法第27条の2及び第28条関係）

1 店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域等

(1) (略)

(2) 法第28条第3項の規定の適用対象となる「当該店舗型性風俗特殊営業」とは、当該規定の施行又は適用の際現に営んでいる店舗型性風俗特殊営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その店舗型性風俗特殊営業については同項の適用はなくなる。

なお、「営業所の新築、移築、増築等」には、次のような行為が該当する。

(略)

営業所の種別に応じ営業所内の次の部分の改築

() (略)

() 法第2条第6項第3号の営業にあつては、営業の種類に応じそれぞれ次の部分

a 令第2条第1号に規定する営業 当該個室

b 令第2条第2号に規定する営業 当該個室又は当該個室の隣室若しくはこれに類する施設

c 令第2条第3号に規定する営業 当該客席又は舞台

() (略)

() 法第2条第6項第6号の営業にあつては、異性の姿態若しくはその画像を見せる場所、面会の申込みを取り次ぐ場所又は客が異性と面会する個室若しくはこれに類する施設

~ (略)

(注) 「新築」とは、建築物の存しない土地（既存の建築物の全てを除去し、又はその全てが災害等によって滅失した後の土地を含む。）に建築物を造ることをいう。

「移築」とは、建築物の存在する場所を移転することをいう。

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること（当該建築物内の営業所の延べ面積を増加させる場合及び別棟で造る場合を含む。）をいう。

「改築」とは、建築物の一部（当該部分の主要構造部の全

第18 店舗型性風俗特殊営業の規制について（法第27条の2及び第28条関係）

1 店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域等

(1) (略)

(2) 法第28条第3項の規定の適用対象となる「当該店舗型性風俗特殊営業」とは、当該規定の施行又は適用の際現に営んでいる店舗型性風俗特殊営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その店舗型性風俗特殊営業については同項の適用はなくなる。

なお、「営業所の新築、移築、増築等」には、次のような行為が該当する。

(略)

営業所の種別に応じ営業所内の次の部分の改築

() (略)

() 法第2条第6項第3号の営業にあつては、営業の種類に応じそれぞれ次の部分

a 令第2条第1号の営業 当該個室

b 令第2条第2号の営業 当該個室又は当該個室の隣室若しくはこれに類する施設

c 令第2条第3号の営業 当該客席又は舞台

() (略)

~ (略)

(注) 「新築」とは、建築物の存しない土地（既存の建築物の全てを除去し、又はその全てが災害等によって滅失した後の土地を含む。）に建築物を造ることをいう。

「移築」とは、建築物の存在する場所を移転することをいう。

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること（別棟で造る場合を含む。）をいう。

「改築」とは、建築物の一部（当該部分の主要構造部の全て）を除却し、又はこれらの部分が災害等によって消滅した

て)を除却し、又はこれらの部分が災害等によって消滅した後、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ることをいう。

「大規模の修繕」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対しおおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。

「大規模の模様替」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対し行われるおおむね同様の形状、寸法によるが材料、構造等は異なるような工事をいう。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、間仕切り、最下階の床、屋外階段等は含まない(建築基準法第2条第5号参照)。

「これらに準ずる程度の間仕切り等の変更」とは、営業所の過半について間仕切りを変更し、個室の数、面積等を変える場合等をいう。

2 広告及び宣伝の規制

(1) 無届業者の広告又は宣伝の禁止

法第27条第1項の届出書を提出していない者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない(法第27条の2第2項)。また、法第27条第1項の届出書を提出した者は、当該届出書に記載された営業以外の店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない(法第27条の2第1項)。

なお、法第27条第1項の届出書を提出した者であっても、営業所が営業禁止区域等にあることを理由に届出確認書が交付されなかった者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない(法第27条の2第1項及び第2項)。

法第27条の2の規定により禁止される「広告又は宣伝」には、法第28条第5項に規定する広告物又はビラ等により行うものだけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して行うものも全て含まれる。

(2) 広告又は宣伝の方法の規制

ア~ウ (略)

エ 法第28条第5項による規制対象となる広告物及びビラ等の内容は卑わいなもの等に限られない。したがって、店舗型性風俗特殊営

後、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ることをいう。

「大規模の修繕」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対しおおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。

「大規模の模様替」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対し行われるおおむね同様の形状、寸法によるが材料、構造等は異なるような工事をいう。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、間仕切り、最下階の床、屋外階段等は含まない(建築基準法第2条第5号参照)。

「これらに準ずる程度の間仕切り等の変更」とは、営業所の過半について間仕切りを変更し、個室の数、面積等を変える場合等をいう。

2 広告及び宣伝の規制

(1) 無届業者の広告又は宣伝の禁止

法第27条第1項の届出書を提出していない者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない(法第27条の2第2項)。また、法第27条第1項の届出書を提出した者は、当該届出書に記載された営業以外の店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない(法第27条の2第1項)。

なお、法第27条第1項の届出書を提出した者であっても、営業所が営業禁止区域等にあることを理由に届出確認書が交付されなかった者は、店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない(法第27条の2第1項及び第2項)。

法第27条の2の規定により禁止される「広告又は宣伝」には、法第28条第5項に規定する広告物又はビラ等により行うものだけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して行うものもすべて含まれる。

(2) 広告又は宣伝の方法の規制

ア~ウ (略)

エ 法第28条第5項による規制対象となる広告物及びビラ等の内容はひわいな物等に限られない。したがって、店舗型性風俗特殊営業

業につき広告又は宣伝をするためのものであると認められる場合には、単に営業所の名称のみが記載されている広告物又はビラ等であっても同項の規制の対象となり得る。

また、営業所の名称が記載されていない広告物であっても、それが特定の店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝のためのものであると認められる場合には、同項の規制の対象となり得る。ただし、郵便受箱に表示された会社の名称等広告又は宣伝の目的で公衆に表示されているとはいえないものについては、同項の規制の対象とはならない。

オ 法第28条第5項第2号で禁止される行為は、具体的には、人の住居にビラ等を置いたり、郵便受箱に差し入れること等であり、人の住居にビラ等を置いたり、郵便受箱に差し入れた時点で違反が成立する。

なお、ビラ等を郵便物として配達させた場合等であっても同号違反となる。

カ・キ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を明らかにする方法

ア 法第28条第9項の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき広告又は宣伝を行う場合の全てを対象とするものである。したがって、広告物又はビラ等により広告又は宣伝を行う場合だけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して広告又は宣伝を行う場合等も対象となる。

イ～エ (略)

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者の禁止行為

法第28条第12項第1号中「客引き」及び第2号中「客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと」については第16中8(1)を、同項第3号中「客に接する業務」については第10中4及び第16中8(2)を、同項第5号中「提供」については第16中8(5)を参照すること。また、「店舗型性風俗特殊営業を営む者」以外の者が、「店舗型性風俗特殊営業を営む者」と意を通じて法第28条第12項各号に掲げる行為をした場合は、いわゆる身分なき共犯として処罰することができる。

4 (略)

業につき広告又は宣伝をするためのものであると認められる場合には、単に営業所の名称のみが記載されている広告物又はビラ等であっても同項の規制の対象となり得る。

また、営業所の名称が記載されていない広告物であっても、それが特定の店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝のためのものであると認められる場合には、同項の規制の対象となり得る。ただし、郵便受箱に表示された会社の名称等広告又は宣伝の目的で公衆に表示されているとはいえないものについては、同項の規制の対象とはならない。

オ 法第28条第5項第2号で禁止される行為は、具体的には、人の住居にビラ等を置いたり、郵便受箱に差し入れることなどであり、人の住居にビラ等を置いたり、郵便受箱に差し入れた時点で違反が成立する。

なお、ビラ等を郵便物として配達させた場合等であっても同号違反となる。

カ・キ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 18歳未満の者が営業所に立ち入ってはならない旨を明らかにする方法

ア 法第28条第9項の規定は、店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき広告又は宣伝を行う場合のすべてを対象とするものである。したがって、広告物又はビラ等により広告又は宣伝を行う場合だけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して広告又は宣伝を行う場合等も対象となる。

イ～エ (略)

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者の禁止行為

法第28条第12項第1号中「客引き」及び第2号中「客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと」については第16中8(1)を、第3号中「客に接する業務」については第10中4及び第16中8(2)を、第5号中「提供」については第16中8(5)を参照すること。また、「店舗型性風俗特殊営業を営む者」以外の者が、「店舗型性風俗特殊営業を営む者」と意を通じて法第28条第12項各号に掲げる行為をした場合は、いわゆる身分なき共犯として処罰することができる。

4 (略)

第19 無店舗型性風俗特殊営業の規制について（法第31条の2の2、第31条の3及び第31条の4第2項関係）

1 （略）

2 広告及び宣伝の規制

（1）無届業者の広告又は宣伝の禁止

法第31条の2第1項の届出書を提出していない者は、無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない（法第31条の2の2第2項）。また、法第31条の2第1項の届出書を提出した者は、当該届出書に記載された営業以外の無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない（法第31条の2の2第1項）。

なお、法第31条の2第1項の届出書を提出した者であっても、受付所が営業禁止区域等にあることを理由に届出確認書が交付されなかった者は、無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない（法第31条の2の2第1項及び第2項）。

法第31条の2の2の規定により禁止される「広告又は宣伝」には、第31条の3第1項において準用する法第28条第5項に規定する広告物又はビラ等により行うものだけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して行うものも全て含まれる。

（2）（略）

（3）18歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法

ア 法第31条の3第1項において準用する法第28条第9項の規定は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき広告又は宣伝を行う場合の全てを対象とするものである。したがって、広告物又はビラ等により広告又は宣伝を行う場合だけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して広告又は宣伝を行う場合等も対象となる。

イ 法第31条の3第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第56条第1項において準用する施行規則第46条第1項に規定するとおりであり、原則として個別の広告又は宣伝ごとに行う必要があるが、例えば、複数の無店舗型性風俗特殊営業が雑誌等に広告又は宣伝を掲載する場合には、これらの広告又は宣伝に共通する事項として18歳未満の者が客となつてはならない旨の

第19 無店舗型性風俗特殊営業の規制について（法第31条の2の2、第31条の3及び第31条の4第2項関係）

1 （略）

2 広告及び宣伝の規制

（1）無届業者の広告又は宣伝の禁止

法第31条の2第1項の届出書を提出していない者は、無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない（法第31条の2の2第2項）。また、法第31条の2第1項の届出書を提出した者は、当該届出書に記載された営業以外の無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない（法第31条の2の2第1項）。

なお、法第31条の2第1項の届出書を提出した者であっても、受付所が営業禁止区域等にあることを理由に届出確認書が交付されなかった者は、無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって、広告又は宣伝をしてはならない（法第31条の2の2第1項及び第2項）。

法第31条の2の2の規定により禁止される「広告又は宣伝」には、第31条の3第1項において準用する法第28条第5項に規定する広告物又はビラ等により行うものだけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して行うものもすべて含まれる。

（2）（略）

（3）18歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法

ア 第31条の3第1項において準用する法第28条第9項の規定は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき広告又は宣伝を行う場合のすべてを対象とするものである。したがって、広告物又はビラ等により広告又は宣伝を行う場合だけでなく、新聞、雑誌、インターネット等を利用して広告又は宣伝を行う場合等も対象となる。

イ 第31条の3第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第56条第1項において準用する第46条第1項に規定するとおりであり、原則として個別の広告又は宣伝ごとに行う必要があるが、例えば、複数の無店舗型性風俗特殊営業が雑誌等に広告又は宣伝を掲載する場合には、これらの広告又は宣伝に共通する事項として18歳未満の者が客となつてはならない旨の文言を公衆

文言を公衆の見やすいように表示することも可能である。

ウ 施行規則第56条第1項において準用する施行規則第46条第2項の「当該営業に係る法第31条の2第1項第2号に規定する呼称又は法第2条第7項第1号の営業である旨のみを表示するもの」とは、当該派遣型ファッションヘルス営業の呼称又は派遣型ファッションヘルス営業である旨のいずれかを表示するもののほか、これらの事項のいずれも表示するものも含む。

また、「当該受付所の所在地を簡易な方法により表示するもの」とは、受付所周辺の略図、受付所の方向を示す矢印等をいう。

エ 施行規則第56条第1項において準用する施行規則第46条第3項を設けた趣旨は、受付所の入り口に18歳未満の者が受付所に立ち入ってはならない旨が表示されている場合に、当該表示をもってその周辺に表示される広告物に18歳未満の者が客となつてはならない旨を表示しないことができることとするものであるから、同項中「受付所の入り口周辺」とは、当該表示の直近の範囲内をいう。

3 (略)

4 年少者を客に接する業務に従事させること等の禁止

(1) (略)

(2) 法第31条の3第3項第2号中「客とすること」とは、対価を得て、18歳未満の者を、派遣型ファッションヘルス営業についてはその者の性的好奇心に応じてその者に接触する役務を提供すること、アダルトビデオ等通信販売営業についてはその者の依頼を受けてアダルトビデオ等の物品を販売し、又は貸し付けることの相手方とすることである。したがって、無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、一般的には、それぞれ次のような措置を執ることにより、同号違反とならないことが求められる。

派遣型ファッションヘルス営業又はアダルトビデオ等通信販売営業のうち当該営業を営む者又はその代理人等が客にアダルトビデオ等を配達するもの

これらの営業については、当該営業を営む者又はその代理人等が客に接することとなることから、当該客が18歳未満であると疑われる場合に、その者の年齢を確認すること。

アダルトビデオ等通信販売営業のうち客にアダルトビデオ等を郵便等を利用して配達させるもの

この営業については、営業を営む者又はその代理人等が客に接す

の見やすいように表示することも可能である。

ウ 施行規則第56条第1項において準用する第46条第2項の「当該営業に係る法第31条の2第1項第2号に規定する呼称又は法第2条第7項第1号の営業である旨のみを表示するもの」とは、当該派遣型ファッションヘルス営業の呼称又は派遣型ファッションヘルス営業である旨のいずれかを表示するもののほか、これらの事項のいずれも表示するものも含む。

また、「当該受付所の所在地を簡易な方法により表示するもの」とは、受付所周辺の略図、受付所の方向を示す矢印等をいう。

エ 施行規則第56条第1項において準用する第46条第3項を設けた趣旨は、受付所の入り口に18歳未満の者が受付所に立ち入ってはならない旨が表示されている場合に、当該表示をもってその周辺に表示される広告物に18歳未満の者が客となつてはならない旨を表示しないことができることとするものであるから、同項中「受付所の入り口周辺」とは、当該表示の直近の範囲内をいう。

3 (略)

4 年少者を客に接する業務に従事させること等の禁止

(1) (略)

(2) 法第31条の3第3項第2号中「客とすること」とは、対価を得て、18歳未満の者を、派遣型ファッションヘルス営業についてはその者の性的好奇心に応じてその者に接触する役務を提供すること、アダルトビデオ等通信販売営業についてはその者の依頼を受けてアダルトビデオ等の物品を販売し、又は貸し付けることの相手方とすることである。したがって、無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、一般的には、それぞれ次のような措置をとることにより、同号違反とならないことが求められる。

派遣型ファッションヘルス営業又はアダルトビデオ等通信販売営業のうち当該営業を営む者若しくはその代理人等が客にアダルトビデオ等を配達するもの

これらの営業については、当該営業を営む者又はその代理人等が客に接することとなることから、当該客が18歳未満であると疑われる場合に、その者の年齢を確認すること。

アダルトビデオ等通信販売営業のうち客にアダルトビデオ等を郵便等を利用して配達させるもの

この営業については、営業を営む者又はその代理人等が客に接す

ることがないため、依頼があった段階で、その者から18歳以上である旨の証明を受けること（例えば、申込みを受けるに際し、運転免許証のコピーの送付を受けること等により年齢を確認すること等をいい、単に客に年齢を申告させるだけでは足りない。）、18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を得ること（例えば、クレジットカードにより決済するなどの方法）等の方法により、その者が18歳未満でないことを確認すること。

5 違法広告物の除却

(1) (略)

(2) 法第31条の4第2項の規定に基づく除却の対象となるのは、法第28条第5項第1号イの区域における貼り紙、貼り札又は立看板に該当する違反広告物のみであり、当該区域に該当しない同号口の地域における違反広告物及び貼り紙、貼り札又は立看板に該当しない違反広告物を除却することはできない。

(3) 法第31条の4第2項の規定に基づく除却は、行政手続法第2条第4号イの「事実上の行為」に該当すると考えられることから、同法の「不利益処分」には当たらず、したがって、除却をするに当たって同法に規定する事前手続を執る必要はない。

(4) 法第31条の4第2項の規定に基づく除却は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第2条第1項の「継続的性質を有するもの」には該当しないと考えられることから、同法の「処分」には当たらず、したがって、除却に対して同法の規定に基づき不服申立てをすることはできない。

第20 映像送信型性風俗特殊営業の規制について（法第31条の8第1項から第4項まで関係）

1 広告及び宣伝の規制

映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る広告及び宣伝の規制については、第18中2(2)イからキまで、(4)及び(5)並びに第19中2(3)ア及びイを参照すること。

___なお、法第31条の8第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第61条第1項において準用する施行規則第46条第1項で規定されている。

2 (略)

ることがないため、依頼があった段階で、その者から18歳以上である旨の証明を受けること（例えば、申込みを受けるに際し、運転免許証のコピーの送付を受けること等により年齢を確認すること等をいい、単に客に年齢を申告させるだけでは足りない。）、18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を得ること（例えば、クレジットカードにより決済する等の方法）等の方法により、その者が18歳未満でないことを確認すること。

5 違法広告物の除却

(1) (略)

(2) 法第31条の4第2項の規定に基づく除却の対象となるのは、法第28条第5項第1号イの区域におけるはり紙、はり札又は立看板に該当する違反広告物のみであり、当該区域に該当しない同号口の地域における違反広告物及びはり紙、はり札又は立看板に該当しない違反広告物を除却することはできない。

(3) 法第31条の4第2項の規定に基づく除却は、行政手続法第2条第4号イの「事実上の行為」に該当すると考えられることから、同法の「不利益処分」には当たらず、したがって、除却をするに当たって同法に規定する事前手続をとる必要はない。

(4) 法第31条の4第2項の規定に基づく除却は、行政不服審査法第2条第1項の「継続的性質を有するもの」には該当しないと考えられることから、同法の「処分」には当たらず、したがって、除却に対して同法の規定に基づき不服申立てをすることはできない。

第20 映像送信型性風俗特殊営業の規制について（法第31条の8第1項から第4項まで関係）

1 広告及び宣伝の規制

映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る広告及び宣伝の規制については、第18中2(2)イからキまで、(4)及び(5)並びに第19中2(3)ア及びイを参照すること。なお、第31条の8第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第61条第1項において準用する第46条第1項で規定されている。

2 (略)

3 年少者利用防止のための措置

(1) (略)

(2) 法第31条の8第3項中「電気通信設備を用いた客の依頼を受けて、客の本人確認をしないで第2条第8項に規定する映像を伝達するもの」とは、依頼をしてきた者が当該映像にアクセスすることができる者であるかどうかを判断するため当該営業を営む者があらかじめ交付するID、パスワード等(当該営業を営む者が交付するID、パスワード等のほか、クレジットカードの番号等、当該番号自体が通常18歳以上の者でなければ利用することができないこととされているものを含む。)を入力させるという形態を採らずに、当該依頼をしてきた者に映像を伝達する形態を想定している。

また、「18歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼を受けることとしている場合」とは、客の本人確認をしないで映像を伝達しても、18歳未満の者が通常利用できないような措置を講じていることをいう。

(3) (略)

第21 店舗型電話異性紹介営業の規制について(法第31条の13関係)

1 営業禁止区域等並びに広告及び宣伝の規制

(1) 営業禁止区域等

ア 店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る営業禁止区域等については、第18中1を参照すること。

なお、第18中1(2) に関しては、会話の申込みを受ける場所若しくは部分又は電気通信設備の設置場所若しくは部分の改築がこれに相当し、例えば、営業所内の事務所に電話交換機を設置し、又は会話の申込みを受けるための個室を設けている場合における当該事務所又は当該個室の改築がこれに含まれる。

イ 店舗型電話異性紹介営業の営業の用に供される電気通信設備の変更については、次のような変更が行われたときには、法第31条の13第1項において準用する法第28条第3項の適用はなくなる。

3 年少者利用防止のための措置

(1) (略)

(2) 法第31条の8第3項中「電気通信設備を用いた客の依頼を受けて、客の本人確認をしないで第2条第8項に規定する映像を伝達するもの」とは、依頼をしてきた者が当該映像にアクセスすることができる者であるかどうかを判断するため当該営業を営む者があらかじめ交付するID、パスワード等(当該営業を営む者が交付するID、パスワード等のほか、クレジットカードの番号等、当該番号自体が通常18歳以上の者でなければ利用することができないこととされているものを含む。)を入力させるという形態をとらずに、当該依頼をしてきた者に映像を伝達する形態を想定している。具体的には、例えば、NTTの行っているダイヤルQ²サービスを利用する場合がこれに当たるものと考えられる。

また、「18歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼を受けることとしている場合」とは、客の本人確認をしないで映像を伝達しても、18歳未満の者が通常利用できないような措置を講じていることをいう。具体的には、NTTが過去に行っていたダイヤルQ²サービスで、0990の後に3で始まる番号を利用することなどがこれに当たると考えられる。

(3) (略)

第21 店舗型電話異性紹介営業の規制について(法第31条の13関係)

1 営業禁止区域等並びに広告及び宣伝の規制

— 新たな電気通信設備の設置に係る変更

— 既存の電気通信設備の機能の向上、処理能力の拡大に係る変更
具体的には、従業者による手動取次ぎ方式の営業において新たに電気通信設備を設置し、当該電気通信設備を用いた自動取次ぎ方式に変更する場合、営業に使用する電話回線を増設し、又は事務用に使用していた電話回線を営業用に転用する場合等の営業の規模が実質的に拡大する変更がこれに該当する。

— 一方、次のような変更は、特段の事情のない限り、法第31条の13第1項において準用する法第28条第3項が適用される「当該店舗型電話異性紹介営業」の範囲を超えるものに当たらない。

— 電気通信設備の軽微な破損箇所の原状回復に伴う変更

— 電気通信設備の同一の規格及び性能の範囲内で行われる設備の更新

具体的には、電気通信設備の機能や処理能力に影響を及ぼさない部分の部品を取り替える場合、電気通信設備の一部である電話交換機について同一の規格及び性能を有するものと交換する場合、営業に使用する電話番号の改番を行う場合等の営業の規模に特段の変更を及ぼさない変更がこれに該当する。

(2) 店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る広告及び宣伝の規制については、第18中2(2)イからキまで及び(3)から(6)までを参照すること。

— なお、法第31条の13第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨及び18歳未満の者が法第31条の12第1項第3号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第67条第1項において準用する施行規則第46条で規定されている。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者の禁止行為

(1)・(2) (略)

(3) 法第31条の13第2項第4号中「18歳未満の従業者を第2条第9項の規定によりその機会を提供する会話の当事者にすること」とは、年少者である従業者を異性の客と通話させることをいう。

(4) (略)

3 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置
法第31条の13第3項中「18歳以上であることを確認するための措置」を講じさせることとした趣旨は、電話異性紹介営業が児童買春の

店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る営業禁止区域等並びに広告及び宣伝の規制については、第18中1並びに2(2)イからキまで及び(3)から(6)までを参照すること。なお、第31条の13第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者がその営業所に立入ってはならない旨及び18歳未満の者が法第31条の13第1項第3号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第67条第1項において準用する第46条で規定されている。

2 店舗型電話異性紹介営業を営む者の禁止行為

(1)・(2) (略)

(3) 法第31条の13第2項第4号中「18歳未満の従業者を第2条第9号の規定によりその機会を提供する会話の当事者にすること」とは、年少者である従業者を異性の客と通話させることをいう。

(4) (略)

3 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置
法第31条の13第3項中「18歳以上であることを確認するための措置」を講じさせることとした趣旨は、電話異性紹介営業が児童買春の

温床となっていること、その営業の性質上、非対面型のサービスであること等から、少年を児童買春から守るために不可欠なものと考えられるからである。

第22 無店舗型電話異性紹介営業の規制について（法第31条の18及び第31条の19第2項関係）

1 広告及び宣伝の規制

無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る広告及び宣伝の規制については、第18中2（2）イからキまで、（4）及び（5）並びに第19中2（3）ア及びイを参照すること。

なお、法第31条の18第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者が法第31条の17第1項第4号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第73条第1項において準用する施行規則第46条第1項で規定されている。

2・3 （略）

第23 深夜における飲食店営業の規制等について（法第32条関係）

1 （略）

2 構造及び設備の技術上の基準

施行規則第74条第7号に規定する「ダンスの用に供するための構造又は設備」については、当該構造又は設備を昼間においてダンスの用に使用していても、深夜において遊興の用に供しないようにするため必要な措置を講じれば、基準違反とはならない。

3 深夜遊興の禁止

（1）（略）

（2）具体的には、次に掲げる行為が「客に遊興させること」に当たる。

（略）

生バンドの演奏等を客に聴かせる行為

（略）

（3）カラオケの使用等については、スポットライト、ステージ、ビデオモニター、譜面台等の舞台装置を設けて不特定の客に使用させる行為、不特定の客に歌うことを勧奨する行為、不特定の客の歌をほめはやす行為等が「客に遊興をさせること」に当たるが、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又

温床となっていること、その営業の性質上、非対面型のサービスであることなどから、少年を児童買春から守るために不可欠なものと考えられるからである。

第22 無店舗型電話異性紹介営業の規制について（法第31条の18及び第31条の19第2項関係）

1 広告及び宣伝の規制

無店舗型電話異性紹介営業を営む者に係る広告及び宣伝の規制については、第18中2（2）イからキまで、（4）及び（5）並びに第19中2（3）ア及びイを参照すること。なお、第31条の18第1項において準用する法第28条第9項の規定により18歳未満の者が法第31条の17第1項第4号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法は、施行規則第73条第1項において準用する第46条第1項で規定されている。

2・3 （略）

第23 深夜における飲食店営業の規制等について（法第32条関係）

1 （略）

2 構造及び設備の技術上の基準

施行規則第74条第7号に規定する「ダンスの用に供するための構造又は設備」については、当該構造又は設備を昼間ダンスの用に使用していても、深夜において遊興の用に供しないようにするため必要な措置を講ずれば、基準違反とはならない。

3 深夜遊興の禁止

（1）（略）

（2）具体的には、次に掲げる行為が「客に遊興させること」に当たる。

（略）

生バンドの演奏等を客に聞かせる行為

（略）

（3）カラオケの使用等については、スポットライト、ステージ、ビデオモニター又は譜面台等の舞台装置を設けて不特定の客に使用させる行為、不特定の客に歌うことを勧奨する行為、不特定の客の歌をほめはやす行為等が「客に遊興をさせること」に当たるが、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又

はカラオケ装置を作動させる行為等はこれに当たらない。

4・5 (略)

第24 深夜における酒類提供飲食店営業の規制について(法第33条関係)

1 (略)

2 構造又は設備の変更の届出

(1) (略)

(2) 府令第17条第4号中「照明設備の変更」には、照度につき同性能の電球等の更新を含まない。客の利用に供しない調理室等の場所の照明設備の更新については、客室等に影響がない限り届出を要しない。

(3) (略)

3 地域規制

(1) (略)

(2) 法第33条第5項の規定の適用対象となる「当該営業」とは、当該規定の施行又は適用の際現に深夜において営んでいる酒類提供飲食店営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その酒類提供飲食店営業については、同項の適用はなくなる。

なお、「営業所の新築、移築、増築等」には、次のような行為が該当する。

～ (略)

(注) 「新築」とは、建築物の存しない土地(既存の建築物の全てを除去し、又はその全てが災害等によって滅失した後の土地を含む。)に建築物を造ることをいう。

「移築」とは、建築物の存在する場所を移転することをいう。

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(当該建築物内の営業所の延べ面積を増加させる場合及び別棟で造る場合を含む。)をいう。

「改築」とは、建築物の一部(客室の主要構造部の全て)を除却し、又はこれらの部分が災害等によって消滅した後、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ることをいう。

「大規模の修繕」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過

はカラオケ装置を作動させる行為等はこれに当たらない。

4・5 (略)

第24 深夜における酒類提供飲食店営業の規制について(法第33条関係)

1 (略)

2 構造又は設備の変更の届出

(1) (略)

(2) 府令第17条第4号の「照明設備の変更」には、照度につき同性能の電球等の更新を含まない。客の利用に供しない調理室等の場所の照明設備の更新については、客室等に影響がない限り届出を要しない。

(3) (略)

3 地域規制

(1) (略)

(2) 法第33条第5項の規定の適用対象となる「当該営業」とは、当該規定の施行又は適用の際現に深夜において営んでいる酒類提供飲食店営業の範囲内の営業を意味するものであり、営業所の新築、移築、増築等をした場合には、その酒類提供飲食店営業については、同項の適用はなくなる。

なお、「営業所の新築、移築、増築等」には、次のような行為が該当する。

～ (略)

(注) 「新築」とは、建築物の存しない土地(既存の建築物のすべてを除去し、又はそのすべてが災害等によって滅失した後の土地を含む。)に建築物を造ることをいう。

「移築」とは、建築物の存在する場所を移転することをいう。

「増築」とは、一の敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること(別棟で造る場合を含む。)をいう。

「改築」とは、建築物の一部(客室の主要構造部のすべて)を除却し、又はこれらの部分が災害等によって消滅した後、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ることをいう。

「大規模の修繕」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対しおおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事

半に対しおおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。

「大規模の模様替」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対し行われるおおむね同様の形状、寸法によるが材料、構造等は異なるような工事をいう。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、間仕切り、最下階の床、屋外階段等は含まない（建築基準法第2条第5号参照）。

「これらに準ずる程度の間仕切り等の変更」とは、営業所の過半について間仕切りを変更し、個室の数、面積等を変える場合等をいう。

4 (略)

第25 (略)

第26 指示について（法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号関係）

1～5 (略)

6 「違反し」の意義

「違反し」とは、法律、命令、条例等に違反した行為が行われたことをいい、送致、起訴、刑の言渡し等の判決等が既になされているか否かを問わない。

第27 営業の停止等について（法第8条、第26条、第30条、第31条の5、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項及び第4項第2号並びに第41条の2関係）

1 風俗営業の許可の取消し

(1) 法第41条の2の規定による診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行

をいう。

「大規模の模様替」とは、建築物の一種以上の主要構造部の過半に対し行われるおおむね同様の形状、寸法によるが材料、構造等は異なるような工事をいう。

「主要構造部」とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。ただし、間仕切り、最下階の床、屋外階段等は含まない（建築基準法第2条第5号参照）。

「これらに準ずる程度の間仕切り等の変更」とは、営業所の過半について間仕切りを変更し、個室の数、面積等を変える場合等をいう。

4 (略)

第25 (略)

第26 指示について（法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号関係）

1～5 (略)

6 「違反し」の意義

「違反し」とは、法律、命令、条例等に違反した行為が行われたことをいい、送致、起訴、刑の言渡し等の判決等が既に為されているか否かを問わない。

第27 営業の停止等について（法第8条、第26条、第30条、第31条の5、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項及び第4項第2号並びに第41条の2関係）

1 風俗営業の許可の取消し

(1) 法第41条の2の規定による診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとし、当該医師を指定し

うものとし、当該医師を指定したときは公示するものとする。また、これらの旨を都道府県公安委員会規則に定めておくことが望ましい。

(2) (略)

2 風俗営業の停止命令等

(1) ~ (3) (略)

(4) 法第26条第1項及び第34条第2項中「法令」とは、広く法律及び命令一般を指し、必ずしも売春防止法(昭和31年法律第118号)、令第13条に掲げる法令等の風俗関係の法令に限定されない。したがって、例えば、ぱちんこ屋の営業者が客から預かった遊技メダルを過少に計測して詐欺罪を犯した場合もこれに該当する。また、いわゆるぱちんこ店において料金の支払いを巡るトラブルから従業者が客に暴行を加えて傷害罪を犯した場合もこれに該当する。

(5) (略)

(6) 法第26条第1項に規定する風俗営業の営業の停止等の要件は、法令違反があり、かつ、具体的な状況で善良の風俗を害するなどのおそれがある場合に営業停止等を命じ得ることとしているものである。これに対し、法第30条第1項及び第2項、第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20並びに第31条の21第2項第2号に規定する性風俗関連特殊営業の停止等の要件は、一定の罪に当たる違法な行為その他重大な不正行為をした場合に限定されるが、具体的な状況で善良の風俗を害するなどのおそれがあることを要しない。

なお、法第34条第2項に規定する飲食店営業の停止の要件は、風俗営業と同様である。

3 (略)

4 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令

(1) (略)

(2) 法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定に基づき「当該営業の全部」の停止を命ぜられた場合には、「当該営業」すなわち命令を受けた者が営む無店舗型性風俗特殊営業(違反行為に係る無店舗型性風俗特殊営業と同一の種別のものに限る。)の全部が禁止される。

この場合、当該営業を営む者が同一の主体である限り、別の呼称や電話番号を用いて当該違反行為に係る無店舗型性風俗特殊営業と同一の種別の無店舗型性風俗特殊営業を開始することも「当該営業」を営

たときは公示するものとする。また、これらの旨を都道府県公安委員会規則に定めておくことが望ましい。

(2) (略)

2 風俗営業の停止命令等

(1) ~ (3) (略)

(4) 法第26条第1項及び法第34条第2項中「法令」とは、広く法律及び命令一般を指し、必ずしも売春防止法、令第13条に掲げる法令等の風俗関係の法令に限定されない。したがって、例えば、ぱちんこ屋の営業者が客から預かった遊技メダルを過少に計測して詐欺罪を犯した場合もこれに該当する。また、いわゆるぱちんこ店において料金の支払いを巡るトラブルから従業者が客に暴行を加えて傷害罪を犯した場合もこれに該当する。

(5) (略)

(6) 法第26条第1項に規定する風俗営業の営業の停止等の要件は、法令違反があり、かつ、具体的な状況で善良の風俗を害する等のおそれがある場合に営業停止等を命じ得ることとしているものである。これに対し、法第30条第1項及び第2項、第31条の5第1項及び第2項、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20並びに第31条の21第2項第2号に規定する性風俗関連特殊営業の停止等の要件は、一定の罪に当たる違法な行為その他重大な不正行為をした場合に限定されるが、具体的な状況で善良の風俗を害する等のおそれがあることを要しない。

なお、法第34条第2項に規定する飲食店営業の停止の要件は、風俗営業と同様である。

3 (略)

4 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令

(1) (略)

(2) 法第31条の5第1項又は法第31条の6第2項第2号の規定に基づき「当該営業の全部」の停止を命ぜられた場合には、「当該営業」すなわち命令を受けた者が営む無店舗型性風俗特殊営業(違反行為に係る無店舗型性風俗特殊営業と同一の種別のものに限る。)の全部が禁止される。

この場合、当該営業を営む者が同一の主体である限り、別の呼称や電話番号を用いて当該違反行為に係る無店舗型性風俗特殊営業と同一の種別の無店舗型性風俗特殊営業を開始することも「当該営業」を営

むこととして禁止されるから、当該営業を営む者が法第31条の2第2項の規定により「当該営業」を廃止する旨の届出を提出したとしても、営業の停止を命ぜられた期間は、当該違反行為に係る無店舗型性風俗特殊営業と同一の種別の無店舗型性風俗特殊営業を開始することはできない。

(3)(略)

5~7(略)

8 特定性風俗物品販売等営業の停止命令

(1)(略)

(2)(略)

(3)「第2条第6項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分」とは、場所的区画をいうのではなく、営業自体の部分という。例えば、営業所内の一角にアダルトコーナーを設けて特定性風俗物品販売等営業を営む者が、営業停止を命じられることを予測し、これを免れようとして当該コーナーを撤去したとしても、公安委員会はなお営業停止を命ずることができる。したがって、営業停止を命じられた特定性風俗物品販売等営業を営む者が、アダルトコーナーを撤去したまま客の依頼に応じてアダルト物品を販売し、又は貸し付けた場合、営業停止処分に違反することになる。また、販売や貸付けはしなくても、例えば近日に入荷する旨表示して展示するなど営業の宣伝を行っているとみられる場合には、やはり営業停止処分に違反することになる。

(4)・(5)(略)

9・10(略)

第28 年少者の利用防止のための命令について(法第31条の10及び第31条の11第2項第2号関係)

1 「営業を営む方法について」の意義

法第31条の10及び第31条の11第2項第2号中「営業を営む方法について」とは、具体的には、当該営業を営む者が執っている法第31条の8第3項又は第4項に係る措置についてという意味である。

2 18歳未満の者を客としないため必要な措置

法第31条の10及び第31条の11第2項第2号の「18歳未満の者を客としないため必要な措置」については、法第31条の8第3項又は第4項に違反する具体的な状況に応じて、これらの規定が遵守される

むこととして禁止されるから、当該営業を営む者が法第31条の2第2項の規定により「当該営業」を廃止する旨の届出を提出したとしても、営業の停止を命ぜられた期間は、当該違反行為に係る無店舗型性風俗特殊営業と同一の種別の無店舗型性風俗特殊営業を開始することはできない。

(3)(略)

5~7(略)

8 特定性風俗物品販売等営業の停止命令

(1)(略)

(2)(略)

(3)「第2条第6項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分」とは、場所的区画をいうのではなく、営業自体の部分という。例えば、営業所内の一角にアダルトコーナーを設けて特定性風俗物品販売等営業を営む者が、営業停止を命じられることを予測し、これを免れようとして当該コーナーを撤去したとしても、公安委員会はなお営業停止を命ずることができる。したがって、営業停止を命じられた特定性風俗物品販売等営業を営む者が、アダルトコーナーを撤去したまま客の依頼に応じてアダルト物品を販売し、又は貸し付けた場合、営業停止処分に違反することになる。また、販売や貸付けはしなくても、例えば近日に入荷する旨表示して展示するなど営業の宣伝を行っていると見られる場合には、やはり営業停止処分に違反することになる。

(4)・(5)(略)

9・10(略)

第28 年少者の利用防止のための命令について(法第31条の10及び第31条の11第2項第2号関係)

1 「営業を営む方法について」の意義

法第31条の10及び法第31条の11第2項第2号中「営業を営む方法について」とは、具体的には、当該営業を営む者がとっている法第31条の8第3項又は第4項に係る措置についてという意味である。

2 18歳未満の者を客としないため必要な措置

法第31条の10及び法第31条の11第2項第2号の「18歳未満の者を客としないため必要な措置」については、法第31条の8第3項又は第4項に違反する具体的な状況に応じて、これらの規定が遵守され

ことを確保するために必要な事項を命ずることとなる。

3 不服申立ての教示

法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づく命令は、施行規則第86条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うものである。

第29 自動公衆送信装置設置者の努力義務について（法第31条の8第5項並びに第31条の9第2項及び第3項関係）

1 自動公衆送信装置設置者の努力義務

(1) 法第31条の8第5項中「自動公衆送信装置」とは公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいい（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イ）、「自動公衆送信装置設置者」とはこのような自動公衆送信装置を設置している者をいう。

なお、「自動公衆送信装置設置者」は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による届出等を行っているかどうかを問わない。

(2)・(3)（略）

(4) 法第31条の8第5項中「当該映像の送信を防止するため必要な措置」とは、例えば、わいせつな映像等を記録した映像送信型性風俗特殊営業を営む者に当該わいせつな映像等を削除するよう注意喚起を行うこと、当該わいせつな映像等について送信停止の措置を執ること、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者との利用契約を解除すること等をいう。

(5) 法第31条の8第5項中「努めなければならない」とは、一定のことを実行し、実現することに努力しなければならないという意味である。したがって、例えば、わいせつな映像等を防止するための措置を執り得るにもかかわらず、漫然とこれを行わない場合や他に執り得る措置があるにもかかわらず既に注意喚起を行ったことを理由としてこれに従わない映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対して何らの措置も講じない場合には、一般的には、「努めなければならない」という規範を遵守したことにはならないものと解される。

(6)（略）

2 自動公衆送信装置設置者に対する勧告

(1)（略）

ことを確保するために必要な事項を命ずることとなる。

3 不服申立ての教示

法第31条の10又は法第31条の11第2項第2号の規定に基づく命令は、施行規則第86条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うものである。

第29 自動公衆送信装置設置者の努力義務について（法第31条の8第5項並びに第31条の9第2項及び第3項関係）

1 自動公衆送信装置設置者の努力義務

(1) 法第31条の8第5項中「自動公衆送信装置」とは公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいい（著作権法第2条第1項第9号の5イ）、「自動公衆送信装置設置者」とはこのような自動公衆送信装置を設置している者をいう。

なお、「自動公衆送信装置設置者」は、電気通信事業法による届出等を行っているかどうかを問わない。

(2)・(3)（略）

(4) 法第31条の8第5項中「当該映像の送信を防止するため必要な措置」とは、例えば、わいせつな映像等を記録した映像送信型性風俗特殊営業を営む者に当該わいせつな映像等を削除するよう注意喚起を行うこと、当該わいせつな映像等について送信停止の措置をとること、当該映像送信型性風俗特殊営業を営む者との利用契約を解除すること等をいう。

(5) 法第31条の8第5項中「努めなければならない」とは、一定のことを実行し、実現することに努力しなければならないという意味である。したがって、例えば、わいせつな映像等を防止するための措置をとり得るにもかかわらず、漫然とこれを行わない場合や他にとり得る措置があるにもかかわらず既に注意喚起を行ったことを理由としてこれに従わない映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対して何らの措置も講じない場合には、一般的には、「努めなければならない」という規範を遵守したことにはならないものと解される。

(6)（略）

2 自動公衆送信装置設置者に対する勧告

(1)（略）

(2) 法第31条の9第2項の「勧告」は、行政手続法第2条第6号の行政指導に当たり、自動公衆送信装置設置者が必要な措置を執るべきことを勧め、促し、当該自動公衆送信装置設置者がこれを尊重することを期待するものであるが、法律上相手方を拘束する効果を伴うものではない。したがって、行政不服審査法に基づく不服申立て及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく取消訴訟の対象にはならない。

第30 従業者名簿等について(法第36条及び第36条の2関係)

1 従業者名簿

(1) 従業者名簿の記載については、雇用契約のある労働者に限るものではないが、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく労働者名簿の記載により従業者名簿に代替できる場合には、別に従業者名簿を作成することを要しない。

なお、労働者名簿には労働者の本籍が記載されないので、労働者名簿の記載により従業者名簿に代替できる場合においては、別紙等に労働者の本籍(外国人にあっては、国籍。府令第20条。)を記載することを要する。

(2) 業務の一部が委託される場合において、当該委託業務に携わる従業者も従業者名簿に記載することを要する。例えば、第三者から派遣されたコンパニオンやダンサー、歌手等も「当該営業に係る業務」として接待をし、ダンスを見せ、又は歌を聴かせるのであれば、「当該営業に係る業務に従事する者」に当たる。

また、「第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業」や「深夜」(午前0時から日出時までの時間。法第28条第4項)において営む「飲食店営業」について、従業者名簿の記載を要する従業者とは、午後10時以降又は深夜において当該営業に係る業務に従事する従業者のみならず、全ての従業者である。

2 接客従業者の生年月日等の確認

(1) 確認を必要とする従業者

法第36条の2第1項中「客に接する業務」については、第10中4、第16中8(2)及び第19中4(1)を参照すること。

(2) 確認を必要とする事項

接客従業者の生年月日(法第36条の2第1項第1号)及び国籍(同項第2号)については、接客従業者が日本人であるか外国人であ

(2) 法第31条の9第2項の「勧告」は、行政手続法第2条第6号の行政指導に当たり、自動公衆送信装置設置者が必要な措置をとるべきことを勧め、促し、当該自動公衆送信装置設置者がこれを尊重することを期待するものであるが、法律上相手方を拘束する効果を伴うものではない。したがって、行政不服審査法に基づく不服申立て及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象にはならない。

第30 従業者名簿等について(法第36条及び第36条の2関係)

1 従業者名簿

(1) 従業者名簿の記載については、雇用契約のある労働者に限るものではないが、労働基準法に基づく労働者名簿の記載により従業者名簿に代替できる場合には、別に従業者名簿を作成することを要しない。

なお、労働者名簿には労働者の本籍が記載されないので、労働者名簿の記載により従業者名簿に代替できる場合においては、別紙等に労働者の本籍(外国人にあっては、国籍。府令第21条。)を記載することを要する。

(2) 業務の一部が委託される場合において、当該委託業務に携わる従業者も従業者名簿に記載することを要する。例えば、第三者から派遣されたコンパニオンやダンサー、歌手等も「当該営業に係る業務」として接待をし、ダンスを見せ、又は歌を聴かせるのであれば、「当該営業に係る業務に従事する者」に当たる。

また、「第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業」や「深夜」(午前0時から日出時までの時間。法第28条第4項)において営む「飲食店営業」について、従業者名簿の記載を要する従業者とは、午後10時以降又は深夜において当該営業に係る業務に従事する従業者のみならず、すべての従業者である。

2 接客従業者の生年月日等の確認

(1) 確認を必要とする従業者

法第36条の2第1項中「客に接する業務」については、第10中4、第16中8(2)、第19中4(1)を参照すること。

(2) 確認を必要とする事項

接客従業者の生年月日(法第36条の2第1項第1号)及び国籍(同項第2号)については、接客従業者が日本人であるか外国人であ

るかにかかわらず、必ず確認しなければならない。接客従業者が外国人である場合には、府令第21条第2号から第4号までの区分に応じて、法第36条の2第1項第3号に掲げる事項を確認しなければならない。

ア 特別永住者以外の外国人（府令第21条第2号又は第3号）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条の2第1項に規定する在留資格及び同条第3項に規定する在留期間については、必ず確認しなければならない。確認の結果、在留資格がないことや在留期間を経過して不法残留となっていることが判明した外国人については、これを就労させることはできない（入管法第73条の2第1項）。

入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人がその在留資格に応じた活動以外の就労活動を行う場合は、資格外活動の許可（入管法第19条第2項）を受ける必要があるため、当該許可の有無（法第36条の2第1項第3号イ）を確認し、さらに「有り」の場合は、許可の内容を確認しなければならない。

なお、資格外活動は、本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可されるものであり（入管法第19条第2項）、また、風俗営業や性風俗関連特殊営業に従事することは許可されない。

また、「興行」の在留資格により在留する者は、風俗営業の営業所においてダンス、ショー、歌舞音曲等を見せたり、聴かせたりする仕事に就くことができる場合があるが、その場合においても、「接待」等の「興行」以外の活動をする場合は、入管法違反の資格外活動に当たり、不法就労となる。

一方、「永住者」等の入管法別表第二の上欄の在留資格をもって在留する外国人については、その就労に制限はなく、資格外活動の許可の対象ではないことから、「許可の有無」（法第36条の2第1項第3号イ）を改めて確認することを要しない。

イ （略）

（3）確認に用いる書類

府令第21条第1号ホの「官公庁から発行され、又は発給された書類」で「当該者の本籍及び生年月日の記載があるもの」としては、例えば、船員手帳、小型船舶操縦免許証、身体障害者手帳、猟銃又は空気銃の所持許可証がある。一方、国民健康保険の被保険者証や児童扶

るかにかかわらず、必ず確認しなければならない。接客従業者が外国人である場合には、府令第21条第2号から第4号までの区分に応じて、法第36条の2第1項第3号に掲げる事項を確認しなければならない。

ア 特別永住者以外の外国人（府令第21条第2号又は第3号）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条の2第1項に規定する在留資格及び同条第3項に規定する在留期間については、必ず確認しなければならない。確認の結果、在留資格がないことや在留期間を経過して不法残留となっていることが判明した外国人については、これを就労させることはできない（入管法第73条の2）。

入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人がその在留資格に応じた活動以外の就労活動を行う場合は、資格外活動の許可（入管法第19条第2項）を受ける必要があるため、当該許可の有無（法第36条の2第1項第3号イ）を確認し、さらに「有り」の場合は、許可の内容を確認しなければならない。

なお、資格外活動は、本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可されるものであり（入管法第19条第2項）、また、風俗営業や性風俗関連特殊営業に従事することは許可されない。

また、「興行」の在留資格により在留する者は、風俗営業の営業所においてダンス、ショー、歌舞音曲等を見せたり、聴かせたりする仕事に就くことができる場合があるが、その場合においても、「接待」等の「興行」以外の活動をする場合は、入管法違反の資格外活動に当たり、不法就労となる。

一方、「永住者」等の入管法別表第二の上欄の在留資格をもって在留する外国人については、その就労に制限はなく、資格外活動の許可の対象ではないことから、「許可の有無」（法第36条の2第1項第3号イ）を改めて確認することを要しない。

イ （略）

（3）確認に用いる書類

住民票、住民基本台帳カード、戸籍は、いずれも、日本国籍を有する者のみを対象とするものであるから、府令第21条第1号イからハまでに掲げる書類については、本籍の記載がなくても、日本国籍を有することを確認することができる。

養手当証書は、本籍が記載されていないことから、これに当たらない。

第3 1 報告及び立入りについて（法第3 7条関係）

- 1 （略）
- 2 報告又は資料の提出の要求
 - （1）～（4）（略）
 - （5）報告又は資料の提出の要求手続等
 - ア 当該要求は、通常は文書で行うものとする。
 - イ （略）
- 3 立入り
 - （1）（略）
 - （2）立入りの手続及び方法
 - ア （略）
 - イ 個室又はこれに類する施設内に立ち入る場合にあっては、事前にノックするなどにより客が在室しないことを確認する必要がある。
 - ウ・エ （略）

第3 2 少年指導委員について（法第3 8条、第3 8条の2及び第3 8条の3関係）

- 1 心構え
少年指導委員制度の趣旨に鑑み、少年指導委員は、常に少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の人格を尊重するとともに、自らの人格識見を高め、関係者から尊敬と信頼を得られるよう努めるものとする。

府令第2 1条第1号ハの「官公庁から発行され、又は発給された書類」で「当該者の本籍及び生年月日の記載があるもの」としては、例えば、船員手帳、小型船舶操縦免許証、身体障害者手帳、猟銃又は空気銃の所持許可証等がある。一方、国民健康保険の被保険者証や児童扶養手当証書は、本籍が記載されていないことから、これに当たらない。

なお、外国人登録証明書には、在留資格が空欄になっているものも存在するが、このような外国人登録証明書では、在留資格の確認に用いることはできない。仮に、このような外国人登録証明書により確認した場合は、「在留資格がないこと」を確認したこととなり、法第3 6条第1項の確認義務には違反しないが、不法就労助長罪（入管法第7 3条の2）が成立する。

第3 1 報告及び立入りについて（法第3 7条関係）

- 1 （略）
- 2 報告又は資料の提出の要求
 - （1）～（4）（略）
 - （5）報告又は資料の提出の要求手続等
 - ア 当該要求は、通常文書で行うものとする。
 - イ （略）
- 3 立入り
 - （1）（略）
 - （2）立入りの手続及び方法
 - ア （略）
 - イ 個室又はこれに類する施設内に立ち入る場合にあっては、事前にノックする等により客が在室しないことを確認する必要がある。
 - ウ・エ （略）

第3 2 少年指導委員について（法第3 8条、3 8条の2及び3 8条の3関係）

- 1 心構え
少年指導委員制度の趣旨にかんがみ、少年指導委員は、常に少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の人格を尊重するとともに、自らの人格識見を高め、関係者から尊敬と信頼を得られるよう努めるものとする。

2～4 (略)

5 立入り

(1)・(2) (略)

(3) 立入りの手続及び方法

次のア及びイのほか、少年指導委員の立入りの方法については、第31中3(2)イ及びエと同様である。

ア (略)

イ 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が未成年者であり、補導(法第38条第2項第1号)又は援助(同項第3号)を行う必要がある場合に限り行うこととする。

(4) 指示

ア (略)

イ 法第38条の2第2項中「立入りの場所」は、法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別及び立入りを実施すべき地域(指示の対象となる少年指導委員の活動区域内に限る。)を示して特定すれば足りる。

また、指示により示す期日又は期間は、例えば「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の少年の健全育成に関する施策を推進する期間、公安委員会として立入りを必要と認める特定の日等を示して特定すれば足りる。

なお、期間を示す場合には、過度に長期にならないように留意する必要がある。

(5) 報告

法第38条の2第3項の規定による報告は、立入り実施後、速やかに文書により行うものとする。

なお、複数の少年指導委員により立入りを実施した場合には、連名で報告書を作成し、これにより公安委員会に報告すれば足りる。

6 (略)

第33・第34 (略)

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

2～4 (略)

5 立入り

(1)・(2) (略)

(3) 立入りの手続及び方法

次のア及びイのほか、少年指導委員の立入りの方法については、第31中3(2)イ及びエと同様である。

ア (略)

イ 調査の必要上質問を行う場合にあっては、原則として、営業者、従業者等営業者側の者に対する質問に限り、客に対する質問は、当該客が未成年者であり、補導(法第38条の2第2項第1号)又は援助(同項第3号)を行う必要がある場合に限り行うこととする。

(4) 指示

ア (略)

イ 法第38条の2第2項中「立入りの場所」は、法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別及び立入りを実施すべき地域(指示の対象となる少年指導委員の活動区域内に限る。)を示して特定すれば足りる。

また、指示により示す期日又は期間は、例えば「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」等の少年の健全育成に関する施策を推進する期間、公安委員会として立入りを必要と認める特定の日等を示して特定すれば足りる。なお、期間を示す場合には、過度に長期にならないように留意する必要がある。

(5) 報告

法第38条の2第3項の規定による報告は、立入り実施後、速やかに文書により行うものとする。なお、複数の少年指導委員により立入りを実施した場合には、連名で報告書を作成し、これにより公安委員会に報告すれば足りる。

7 (略)

第33・第34 (略)

附 則

この基準は、平成23年1月1日から施行する。

別記様式第 1 号 ~ 別記様式第 4 号 (略)

別記様式第 1 号 ~ 別記様式第 4 号 (略)